

# **飛び出してきた「中堅企業」とは何か！ ～新たに開始する”改正産業競争力支援”～**

**一般財団法人高度技術社会推進協会  
(元中小企業庁経営支援部長・元素形材産業室長)  
渡邊 政嘉**

# 目 次

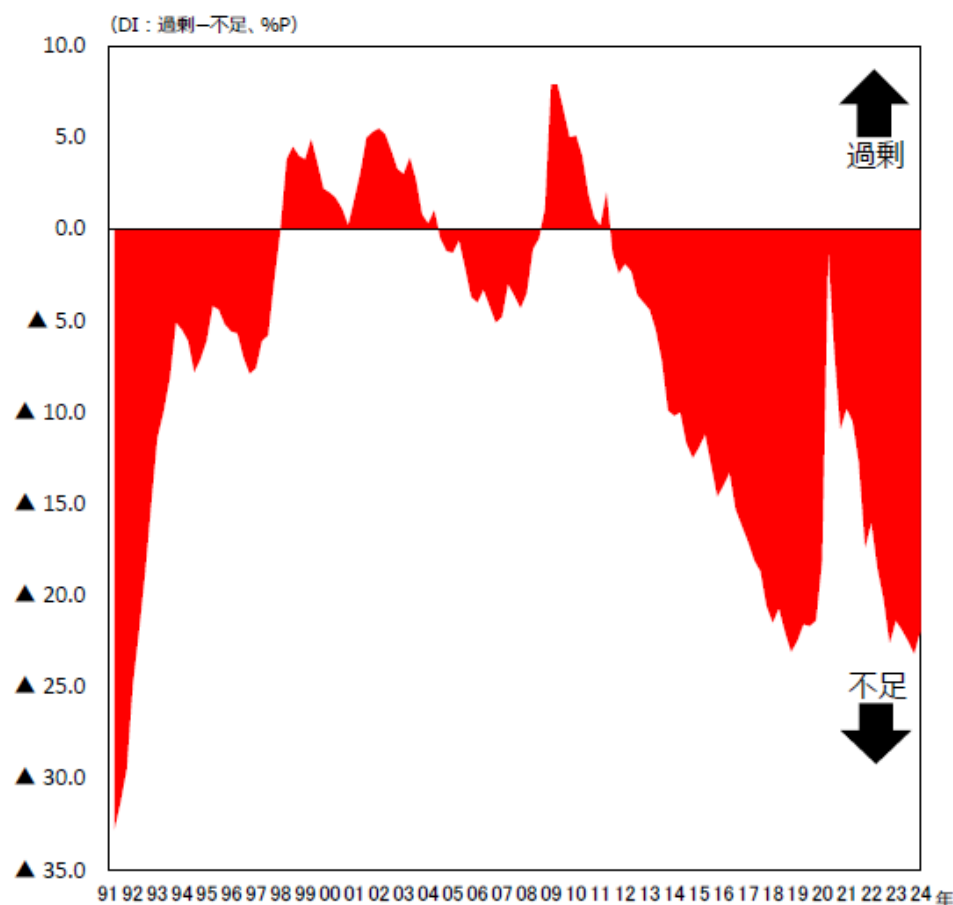
- (1) 中堅・中小企業を取り巻く現状と課題
  - ① 人手不足 ② 賃上げの状況
- (2) 中堅企業元年『3つの対策』の創設
- (3) 中堅企業成長促進パッケージ
- (4) 金型産業は中小企業支援の波に乗れるか

# 人手不足の状況

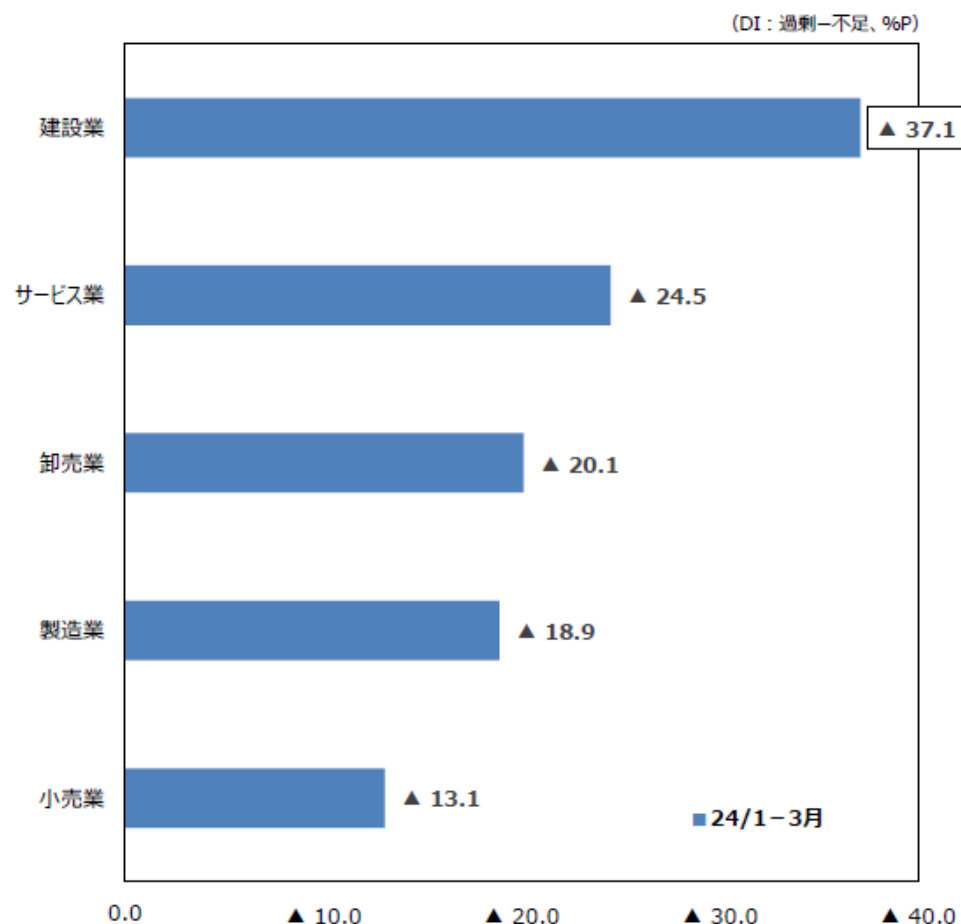
1 中小企業の現状

- 近年、従業員数の不足感が強まっており、2024年1-3月期の従業員数過不足DIは▲21.9%ptと、バブル期に次ぐ水準で不足感が高い状況にある。

従業員数過不足DIの推移



特に人手不足が顕著な業種



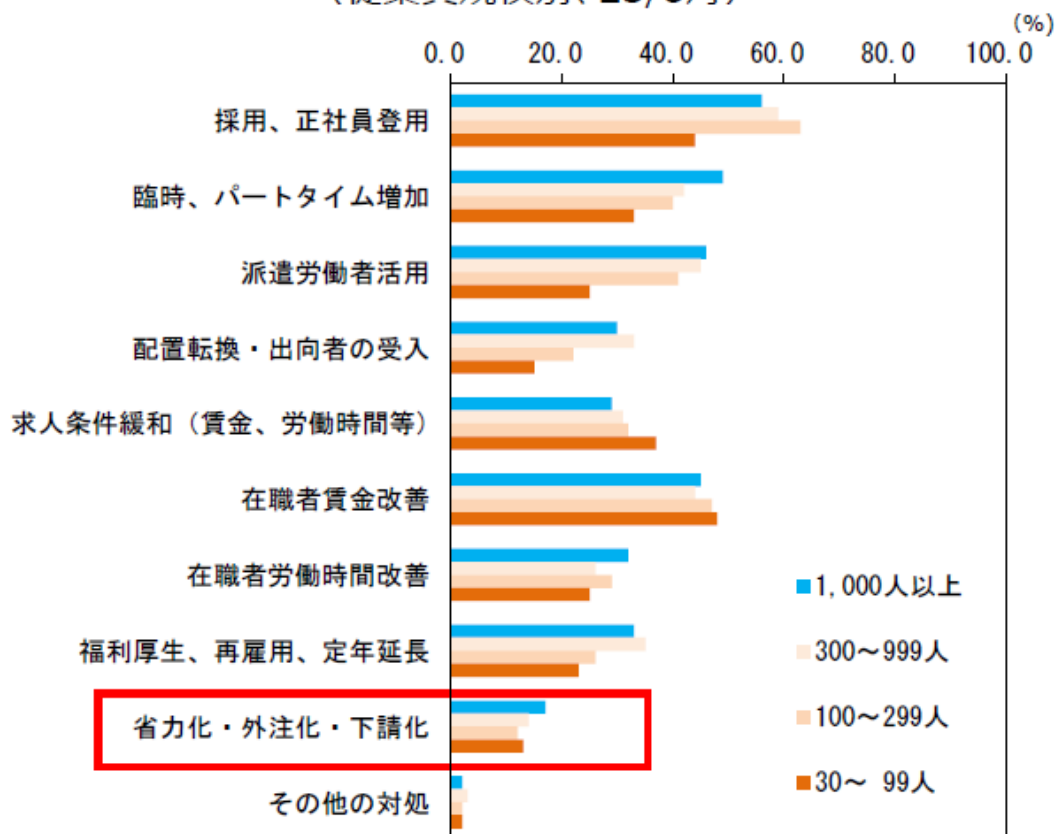
(資料) 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

(出典: 経済産業省資料)

(注) 従業員数過不足DIとは、従業員の今期の水準について、「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

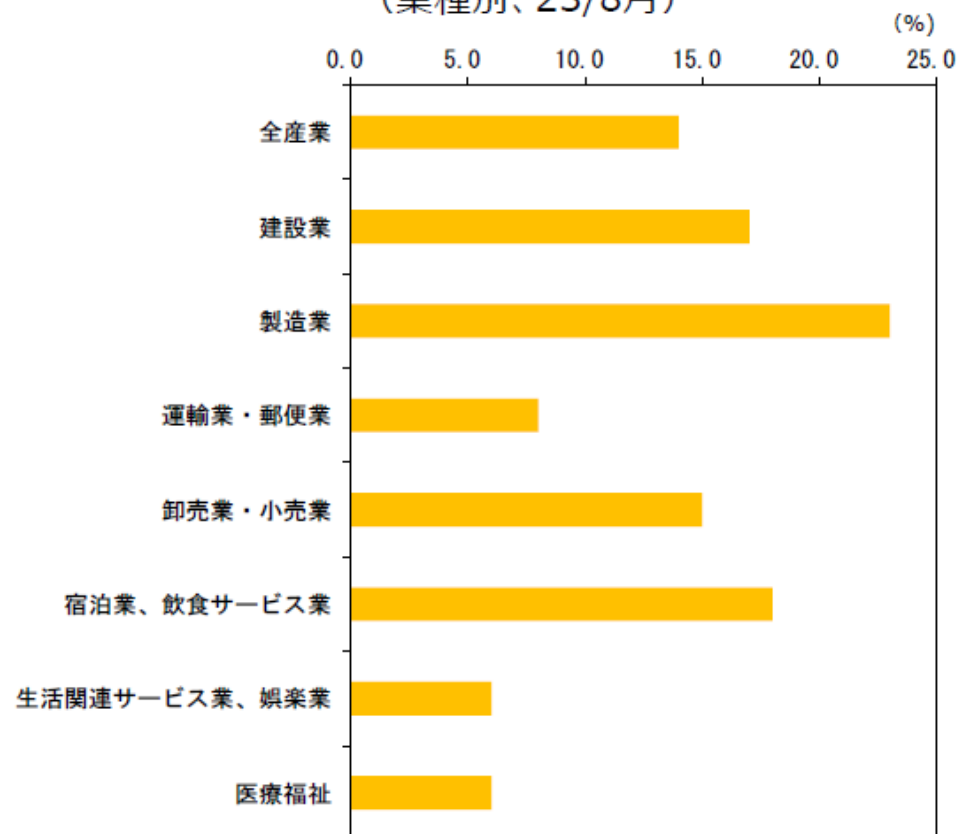
- 事業者は人手不足対応を実施しているものの、省力化投資まで行っている先は少ない。
- 人手不足が深刻な業種では、特に省力化投資が進んでいない。

企業の人手不足対応取組の内訳  
(従業員規模別、23/8月)



注：調査対象企業（人手不足対応を行っていない先も含む）における取組割合を算出。

省力化投資、外注、下請化に取り組む企業の割合  
(業種別、23/8月)



(人手不足に取り組む企業のうち、省力化投資等に取り組む企業の割合、%)

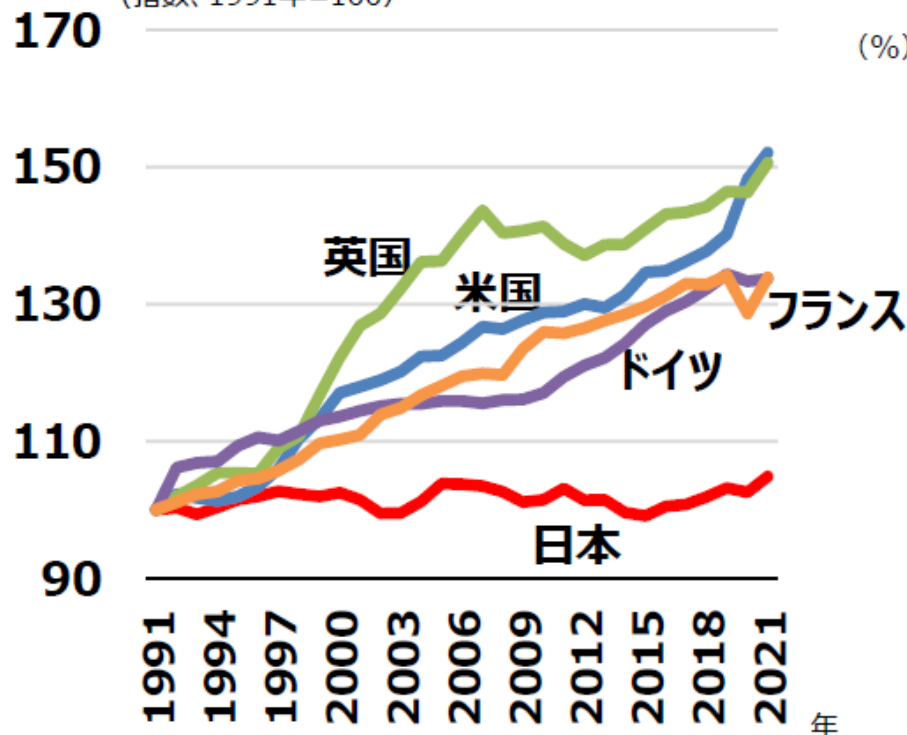


# 中小企業の賃上げの現状

- 政府が目指す「成長と分配の好循環」において、**賃上げは重要な政策の柱**。しかし、**1人当たりの実質賃金**の伸びは、過去30年近く他の先進国に比して低水準で推移。
- 2023年度は、物価高騰や人手不足等を背景に、従業員300人未満の企業における春闘賃上げ率が、**1994年度以来の伸びとなる3.23%**を記録（大企業含めた全体は3.58%）。
- 今後も物価高、人手不足が見込まれる中、「**物価高に負けない賃上げ**」を**継続的に実現**することが不可欠。安定的に賃上げ原資が確保できるよう、**生産性向上と、価格転嫁・取引適正化の推進**が肝要。

＜1人当たり実質賃金の推移＞

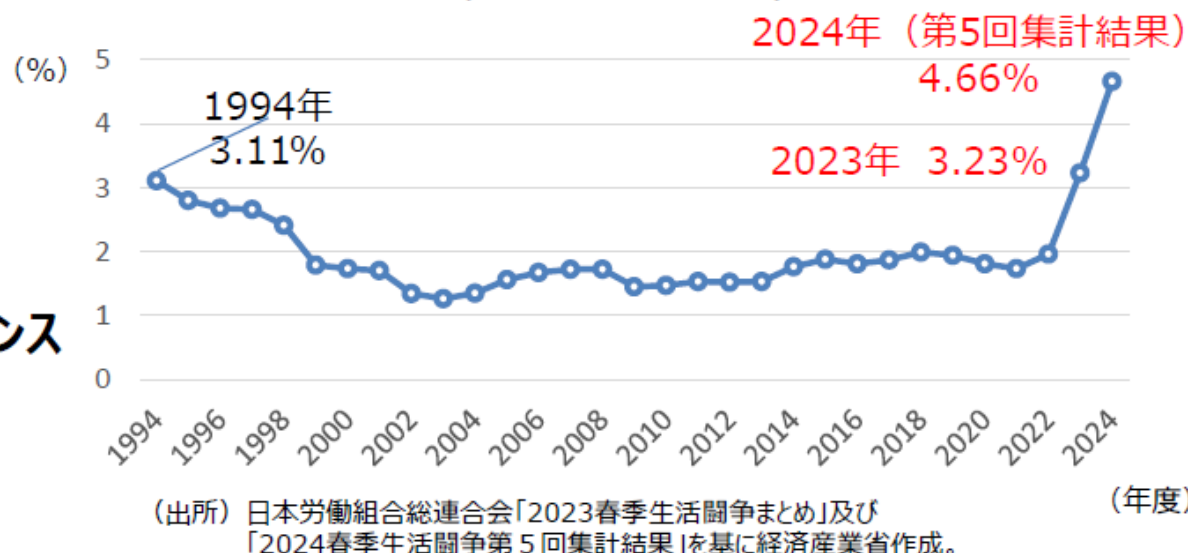
(指数、1991年=100)



(資料) OECD.Stat より作成。

＜春闘賃上げ率の推移＞

(従業員300人未満)



(出典: 経済産業省資料)

# 総合経済対策と国内投資促進パッケージの役割

2 中小・中堅企業政策の方向性

～2027年度国内投資115兆円超の目標実現を通じて「成長型経済」へ～

これまでの日本経済  
「コストカット型」

## 国内投資↓:

- バブル期  
(1991年度102.7兆円)  
を最高水準として  
回復しきれず

## 賃金・所得↓:

- 30年横ばい
- 将来に期待持てず

## 物価水準↓:

- 横ばい～低下を続け、  
安い国に

「物価も賃金も  
上がらない」

→消費・投資低迷の  
悪循環

## 変化の兆し

### 国内投資:

- ・民間設備投資 今年度100兆円規模 (過去最高水準)

### 賃金・所得:

- ・賃上げ率30年ぶりの高水準、最低賃金4.5%上昇

### 物価・金利上昇:

- ・正常化への過渡期として、痛みが伴っている現状



## 総合経済対策

(国民の生活を守りつつ、供給力強化)

## 国内投資促進パッケージ

(供給力強化の取組を、  
予算・税・規制で具体化)

これからの日本経済  
「成長型経済」

## 国内投資↑:

- 2027年度115兆円超  
の目標を実現

## 賃金・所得↑:

- 大幅賃上げの継続
- 恒常的所得の上昇に  
期待、将来安心感

## 物価水準↗:

- 国内で循環して、可  
処分所得上昇を伴う  
安定かつ緩やかなイ  
ンフレ

「賃金も物価も  
上がり続ける」

→消費・投資拡大の  
好循環

(出典:経済産業省資料)

国内投資を起点に大きな流れ

# 成長力が高く地域経済を牽引する 中堅企業の成長を促進する政策について

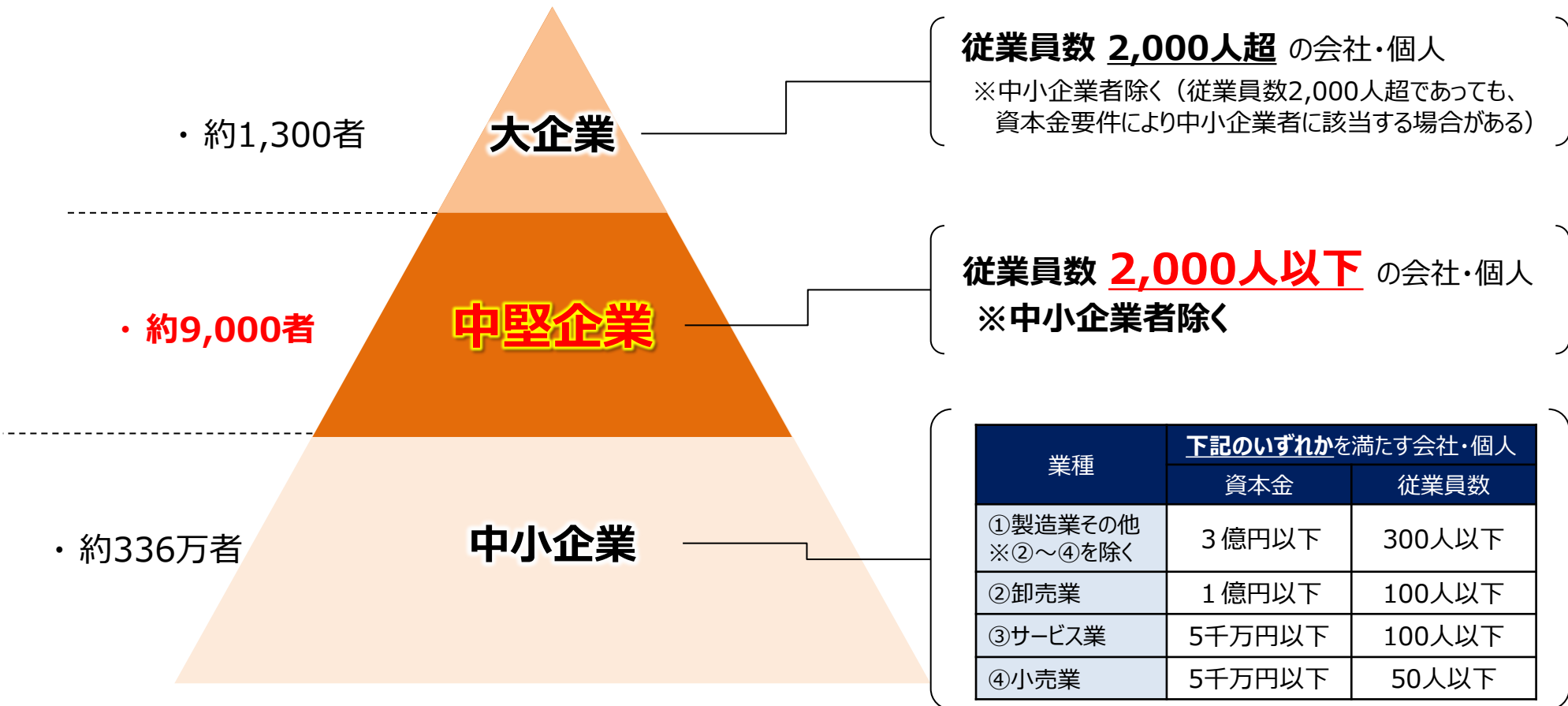
2024年5月

経済産業省

# 中堅企業者の定義

- 中堅企業は、中小企業を卒業した企業であり、規模拡大に伴い経営の高度化や商圏の拡大・事業の多角化といったビジネスの発展が見られる段階の企業群。既存法令での定義も踏まえ、常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社等（中小企業者を除く）を「中堅企業者」と定義。

※「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案」において定義



(出所)

企業数：経済産業省・総務省「令和3年経済センサス-活動調査」再編加工

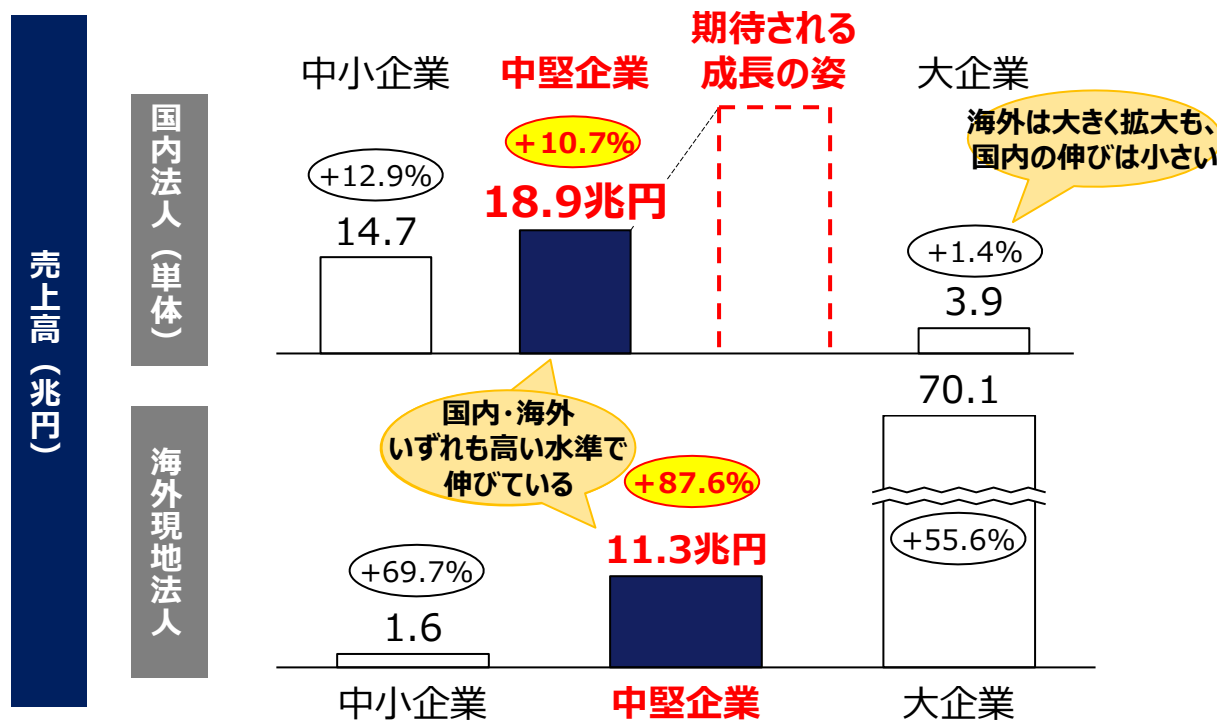
※会社以外の法人及び農林漁業は含まれていない。企業の区分については中小企業基本法及び中小企業関連法令や産業競争力強化法等において中小企業として扱われる企業の定義を参考として算出。

※上記の定義を原則としながら、個別の法律・支援策で、追加基準を設けている場合がある  
※従業員数：常時使用する従業員の数、資本金：資本金の額又は出資の総額  
※法律上で大企業の定義は設けない  
(出典：経済産業省資料)

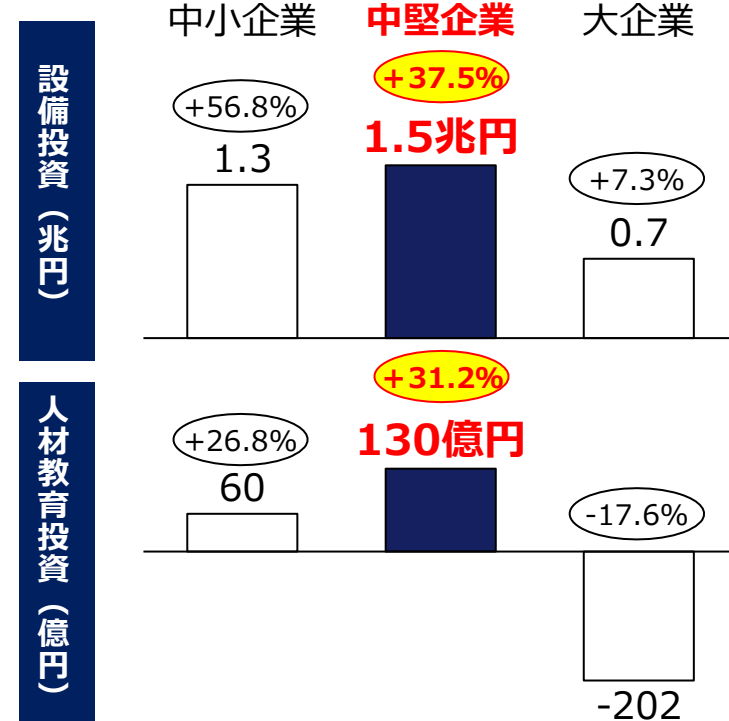
# 中堅企業の重要性①：国内経済、国内投資等への貢献

- 中堅企業は、海外拠点の事業を拡大しつつも、国内拠点での事業・投資も着実に拡大し、国内経済の成長に最も大きく貢献。
- 他方、大企業は、この10年間で圧倒的に海外拠点での事業を拡大してきた。今後成長する中堅企業が、国内投資を拡大し続ける成長戦略を描けるかどうか、日本経済の持続的な成長に決定的に重要。

過去10年間における国内・海外現地の売上高の伸び\*1,2



過去10年間における国内投資の伸び\*3



\*1 中小企業：中小企業基本法上の中小企業者、中堅企業：従業員数2,000人以下（中小企業除く）、大企業：従業員数2,000人超（中小企業除く）

\*2 国内法人（単体）は、2012・2022年度の企業活動基本調査（2011・2021年度実績）双方に回答した企業（従業員50人以上かつ資本金3,000万円以上。n=22,948）のうち、2012年度調査時点で中小企業・中堅企業・大企業であった企業群の10年後の売上高の増減額。海外現地法人は、2012・2022年度の企業活動基本調査・海外事業活動基本調査（2011・2021年度実績）双方に回答した企業（n=2,333）のうち、2012年度調査時点で中小企業・中堅企業・大企業であった企業群の10年後の海外現地法人（子会社）の売上高の増減額。

\*3 2012・2022年度の企業活動基本調査（2011・2021年度実績）双方に回答した企業のうち、2012年度調査時点で中小企業・中堅企業・大企業であった企業群の10年後の有形固定資産当期取得額、能力開発費（研修参加費、留学費等）の増減額。

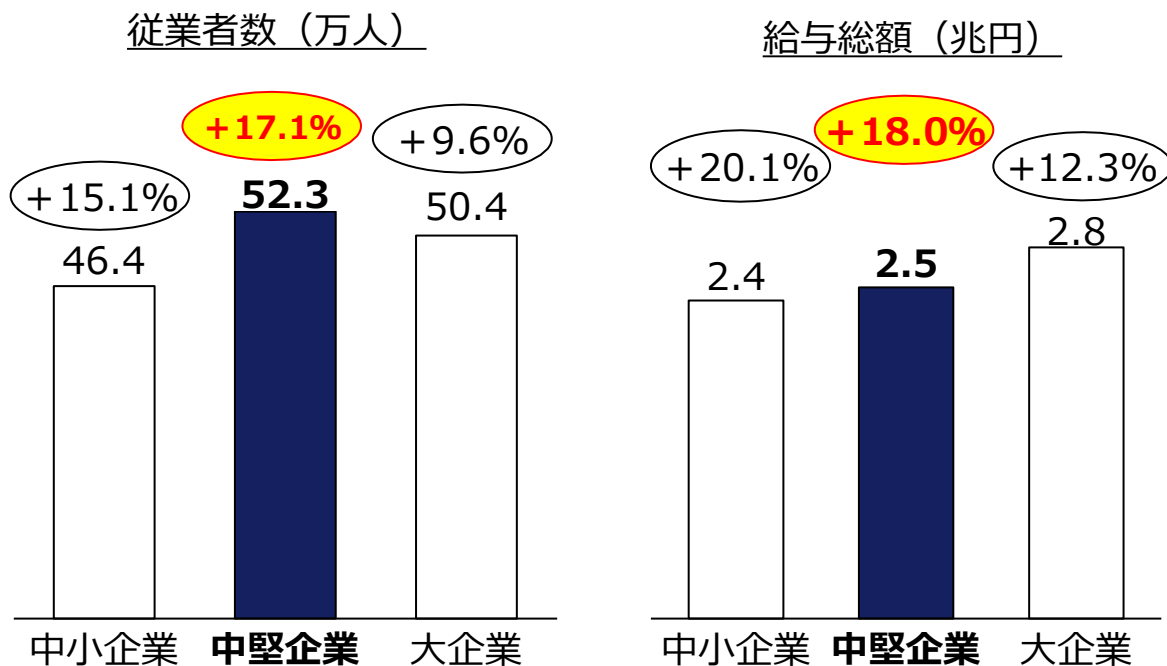
出所 経済産業省「企業活動基本調査」「海外事業活動基本調査」（2012・2022年度調査）再編加工

（出典：経済産業省資料）

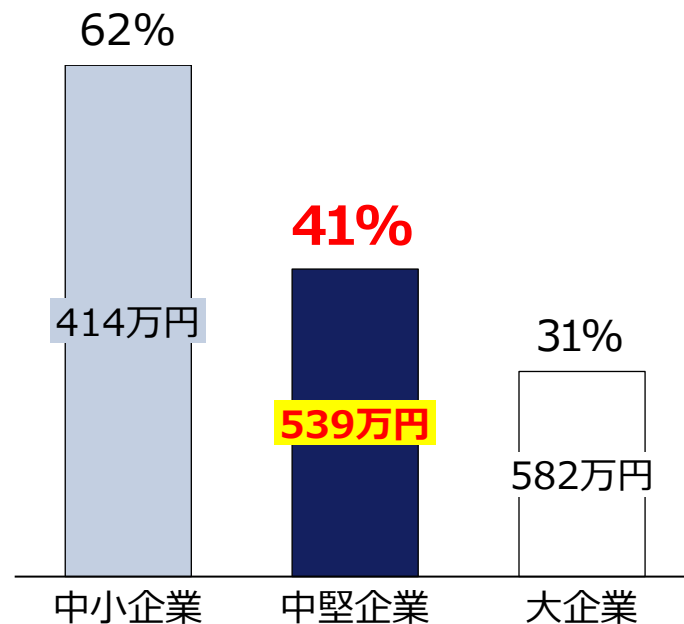
## 中堅企業の重要性②：地域での賃金水準引き上げ

- 日本全体の賃上げを実現するには、従業員数・給与総額の伸び率が大企業を上回り、さらに地方に多く立地し、良質な雇用の提供者となっている中堅企業の果たす役割が大きい。
- 中堅企業は一社あたりの従業員数も中小企業より大きく、成長投資等により規模拡大し賃上げすることは、取引先や周辺企業への波及も含め、地域の賃金水準の引き上げに貢献することに加え、良質な雇用を生む成長企業への経営資源の集約化など前向きな新陳代謝の受け皿としての役割も期待される。

中小・中堅・大企業の10年間の伸び額・率<sup>\*1,2</sup>



大都市圏以外の立地割合と  
1人当たり給与支給総額<sup>\*1,3</sup>



\*1 中小企業：中小企業基本法上の中小企業者、中堅企業：従業員数2,000人以下（中小企業除く）、大企業：従業員数2,000人超（中小企業除く）

\*2 2012・2022年度の企業活動基本調査双方に回答した企業のうち、2012年度調査時点で中小企業・中堅企業・大企業であった企業群の10年後の増減額・率

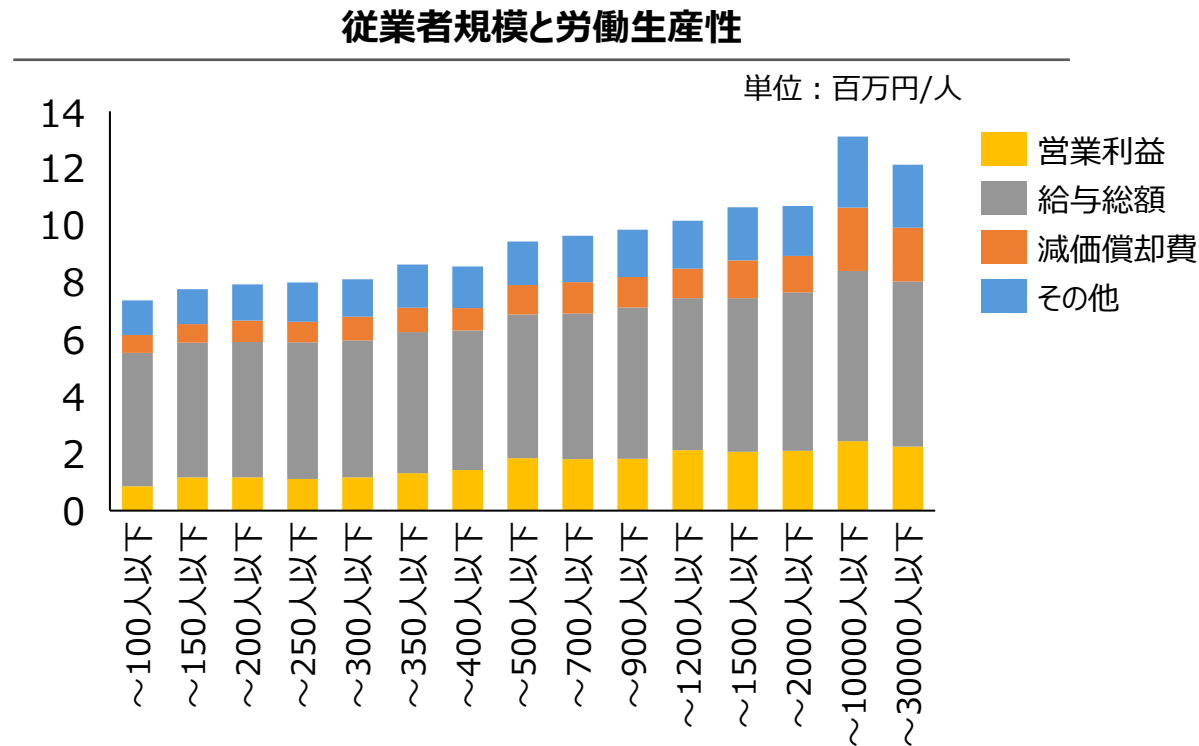
\*3 2022年度の企業活動基本調査に回答した企業（親会社がある企業除く）の所在地（大都市圏：東京都、愛知県、大阪府）及び従業員一人当たり給与支給総額（従業員は就業時間換算）。



# 従業者規模と労働生産性

- 中堅企業は、中小企業を卒業した成長段階の企業。成長とともに経営の高度化や商圏の拡大・事業の多角化といったビジネスの発展が見られ、従業員数2,000人を超えると十分に労働生産性が高まる傾向。

※中小企業等経営強化法及び同施行令では、従業員数2,000人までは規模の拡大と生産性が比例することから、経営力向上計画の認定対象として、中堅規模の事業者も含めた「特定事業者等（従業員数2,000人以下）」を定義し、支援措置を講じている。



\*1 労働生産性＝付加価値額÷従業者数。付加価値額＝営業利益＋給与総額＋減価償却費＋その他（福利厚生費＋動産・不動産賃借料＋租税公課）

\*2 規模・業種別における労働生産性上位・下位5%に含まれる企業は除外。子会社も除外。

\*3 従業者数（横軸）＝正社員数＋就業時間・賃金換算非正社員数

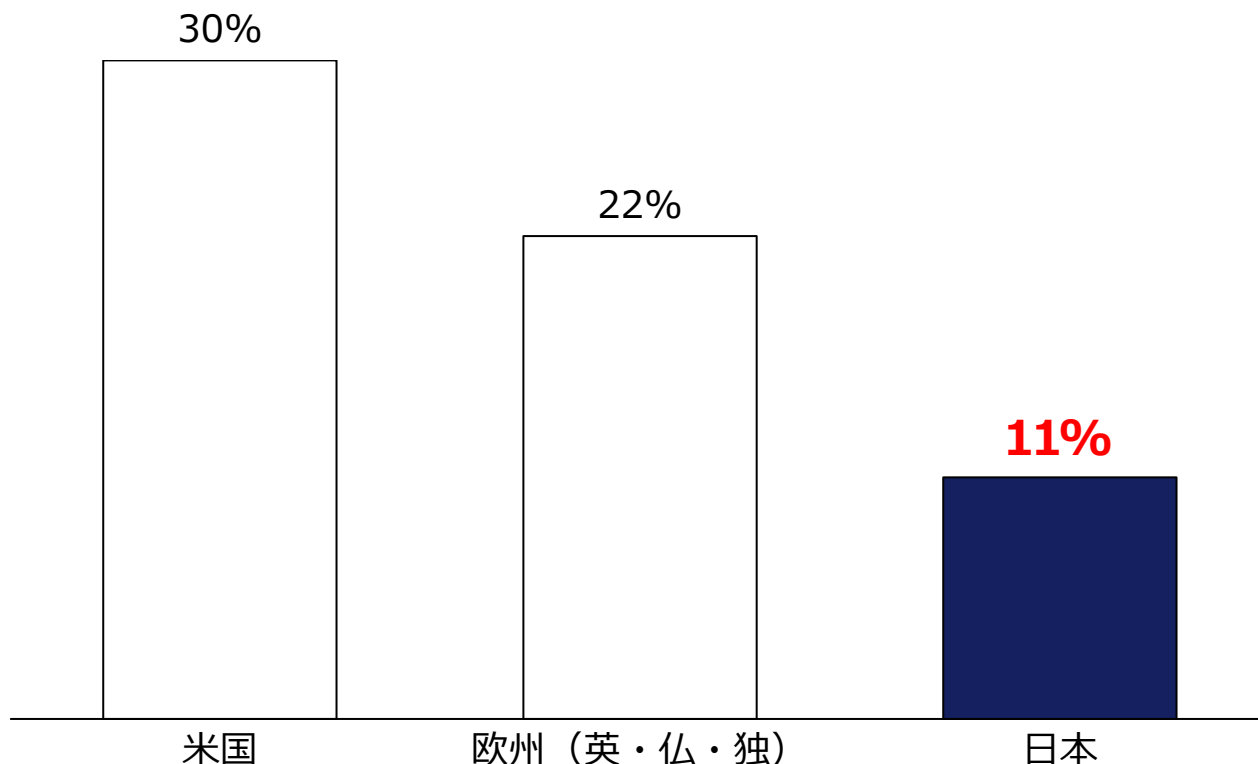
出所 経済産業省「企業活動基本調査」（2022年度調査）再編加工 ※調査対象：従業者数50人以上かつ資本金3千万円以上、主に経産省所管業種

（出典：経済産業省資料）

## 中堅企業から大企業への成長割合は低い

- 他方、中堅企業から大企業への成長割合は国際的に見ても低い状況にあり、中堅企業のポテンシャルを活かしきれていない可能性。
- 中堅企業の成長に向けては、国内外の大企業と競争していくための成長投資やM&A等が十分に行えていないといった課題がある。

### 過去10年間で中堅企業から大企業へと従業員規模が成長した企業の割合

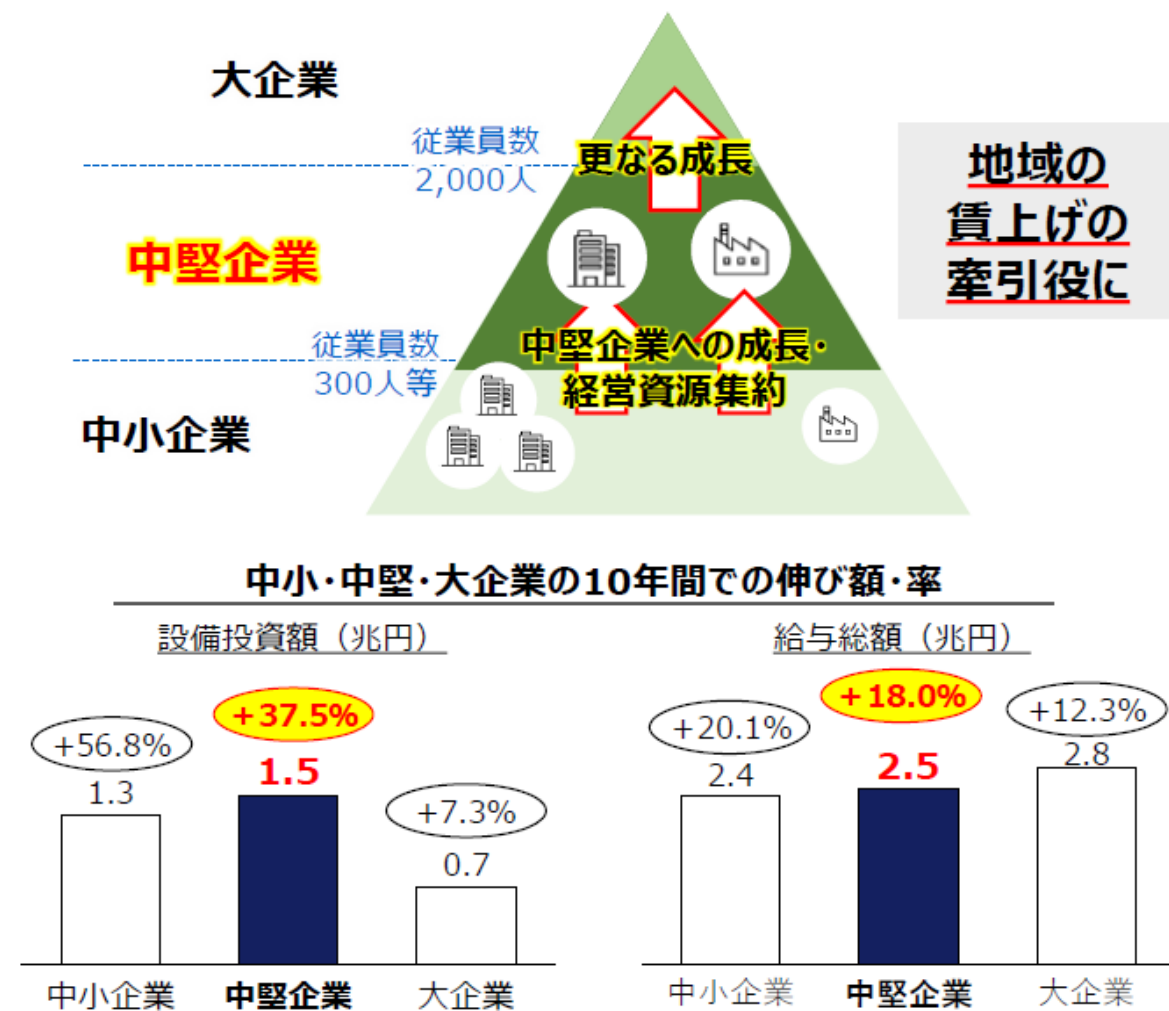


\*1 中堅企業：従業員数301~2,000人、大企業：従業員数2,000人超

\*2 2011年度時点で中堅企業であった上場企業のうち、2021年度に大企業（従業員数2,000人超）となった企業の割合



- 中堅企業は国内で事業・投資を拡大し、地域での賃上げにも貢献している重要な存在。中堅企業の国内投資を強力に後押しする。
- 経営力の高い中堅企業による中小企業のグループ化を通じた収益力向上、経営資源の集約、労働移動を進め、産業構造の新陳代謝を加速化する。



## 中堅元年『3つの対策』の創設

### ①賃上げ原資確保のための省力化等の大規模成長投資支援の創設

- ・補正予算（経済対策）で3年3,000億円
- ・地域未来投資促進税の「中堅企業枠」創設（税額控除率の引き上げ）

### ②賃上げ促進税制の中堅企業枠の創設

- ・大企業向け税制よりも、賃上げ率4%に対する税額控除率を引き上げる等、措置を強化

### ③経営力の高い中堅企業等に経営資源を集約化し賃上げに繋げるグループ化税制の創設

- ・中堅企業等が事業承継に課題を抱える中小企業を複数回M&A（グループ化）を行う場合に税制面のインセンティブを付与

## 中堅企業政策 3つの対策の創設

- 中堅企業の国内投資を強力に後押しするとともに、経営力の高い中堅企業による中小企業のグループ化を通じた収益力向上、経営資源の集約、労働移動を進め、産業構造の新陳代謝を加速化する。

### 中堅企業元年『3つの対策』の創設

#### ①賃上げ原資確保のための省力化等の大規模成長投資支援の創設

- 補正予算（経済対策）で3年・3,000億円の大規模投資補助
- 地域未来投資促進税の「中堅企業枠」創設（税額控除率の引き上げ）

#### ②賃上げ促進税制の中堅企業枠の創設

- 中堅企業の賃上げ環境の整備に向けて、賃上げ促進税制に「中堅企業枠」創設（現行は大企業向けと中小企業向けに二分）

#### ③経営力の高い中堅企業等に経営資源を集約化し賃上げに繋げるグループ化税制の創設

- 中堅企業等が事業承継に課題を抱える中小企業を複数回M&A（グループ化）を行う場合に税制面のインセンティブを付与

# 3つの対策① 大規模成長投資支援の創設 (中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金)

- 令和5年11月2日に閣議決定された経済対策において、「地方においても賃上げが可能となるよう、中堅・中小企業が工場等の拠点を新設する場合や大規模な設備投資を行う場合について、支援措置を新たに実施する。」こととされたことを受け、中堅・中小企業の大規模成長投資を促進する補助制度を創設。

## 大規模成長投資補助金

イメージ図

< 製造業 >



生産工程の抜本的改革

< 卸売業 >



最新設備を導入した  
物流センター

## 予算額

国庫債務負担行為含む総額 **3,000億円**  
(令和5年度補正予算額1,000億円)

## 事業スキーム

中堅企業等が行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資を支援  
補助上限 **50億円** (補助率 **1/3**)

※投資下限額10億円。複数企業が共同で総額10億円以上の事業を実施する場合も対象（ただし、一定規模以上の投資を行う中堅・中小企業がいる場合に限る。）  
※対象経費は、建物（拠点新設・増築）、機械装置、器具備品、ソフトウェア等

## 1次公募

令和6年3月6日（水）～4月30日（火）

## 成果目標

大規模投資を通じた労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額が、地域別の最低賃金の伸び率を超える伸び率を実現する。

事業の詳細はこちら（事務局HP）  
[中堅・中小成長投資補助金](#)

(出典: 経済産業省資料)



# 3つの対策① 大規模成長投資支援の創設 (大規模投資促進のための地域未来投資促進税制の拡充)

- 地域未来投資促進税制は、地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域に相当の経済的効果をもたらすものとして、主務大臣の確認を経た事業計画に基づき行う設備投資を促進する税制。
- 賃金・技術備蓄等の面で地域に大きな波及効果をもたらす成長志向の中堅企業が、躊躇することなく、さらに規模拡大していくために必要な大規模国内投資を後押しするための中堅企業枠を創設（税額控除率6%）。

## 改正内容

※赤字が改正箇所

【税制期限：令和6年度末まで】

| 対象者          | 地域経済牽引事業計画*1の承認を受けた者                                                                                                                                                                          |                             |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 機械装置<br>器具備品 | 通常                                                                                                                                                                                            | 特別償却40%<br>又は税額控除4%         |
|              | <b>【現行の上乗せ要件】</b><br><b>下記①を満たした上で、②または③を満たす</b><br>① 労働生産性の伸び率 <b>5%*2</b> 以上かつ投資収益率 5%以上<br>② 直近事業年度の付加価値額増加率が 8% 以上<br>③ 対象事業において創出される付加価値額が 3 億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が 50 億円以上 | 特別償却50%<br>又は税額控除5%         |
|              | <b>【中堅企業枠】</b><br><b>上記①～③を満たした上で、下記イ～ハを満たす</b><br><b>イ：賃金水準・成長意欲が高い中堅企業（特定中堅企業者）※3</b><br><b>ロ：設備投資額が10億円以上であること</b><br><b>ハ：パートナーシップ構築宣言の登録を受けていること</b>                                     | 特別償却50%<br>又は <b>税額控除6%</b> |
| 建物、附属設備、構築物  | 特別償却20%/税額控除2%                                                                                                                                                                                |                             |

## 賃金水準・成長意欲が高い中堅企業\*3

### 1. 常時使用する従業員数が2,000人以下

※中小企業者及びみなし大企業を除く

### 2. 良質な雇用の創出

地域における良質な雇用を生み出す能力を重視し、従業員数・賃金等の状況を確認

### 3. 将来の成長性

将来成長に向けた十分な成長投資を実行しているかどうかを重視し、成長投資（設備投資、無形固定資産投資、研究開発、人材教育投資）の状況を確認

### 4. 経営力

成長志向や規模拡大を実現する経営力の有無を確認するため、中長期の経営ビジョンや経営管理体制などについて、外部有識者が確認

事業の詳細はこちら（経済産業省HP）  
[地域未来投資促進法](#)



\*1 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。

\*2 中小企業基本法の中小企業者は労働生産性の伸び率4%以上

\*3 1～3については、産業競争力強化法において規定



## 3つの対策② 賃上げ促進税制における中堅企業枠の創設

- 賃上げ促進税制（現行は大企業向け、中小企業向けに二分）について、地域において賃上げと経済の好循環の担い手として期待される中堅企業の賃上げ環境の整備に向けて、中堅企業枠を創設する。

【措置期間：3年間】

| 大企業 | 継続雇用者<br>給与等支給額<br>(前年度比) | 税額<br>控除率 | 教育<br>訓練費<br>(前年度比) | 税額<br>控除率  | 両立支援<br>女性活躍               | 税額<br>控除率  | 最大<br>控除率 |
|-----|---------------------------|-----------|---------------------|------------|----------------------------|------------|-----------|
|     | + 3 %                     | 10%       | + 10%               | 5 %<br>上乘せ | プラチナくるみん<br>or<br>プラチナえるぼし | 5 %<br>上乘せ | 35%       |
|     | + 4 %                     | 15%       |                     |            |                            |            |           |
|     | + 5 %                     | 20%       |                     |            |                            |            |           |
|     | + 7 %                     | 25%       |                     |            |                            |            |           |

| 中堅企業<br>※1 | 継続雇用者<br>給与等支給額<br>(前年度比) | 税額<br>控除率 | 教育<br>訓練費<br>(前年度比) | 税額<br>控除率  | 両立支援<br>女性活躍                 | 税額<br>控除率  | 最大<br>控除率 |
|------------|---------------------------|-----------|---------------------|------------|------------------------------|------------|-----------|
|            | + 3 %                     | 10%       | + 10%               | 5 %<br>上乘せ | プラチナくるみん<br>or<br>えるぼし三段階目以上 | 5 %<br>上乘せ | 35%       |
|            | + 4 %                     | 25%       |                     |            |                              |            |           |

| 中小企業 | 全雇用者<br>給与等支給額<br>(前年度比) | 税額<br>控除率 | 教育<br>訓練費<br>(前年度比) | 税額<br>控除率  | 両立支援<br>女性活躍             | 税額<br>控除率  | 最大<br>控除率 |
|------|--------------------------|-----------|---------------------|------------|--------------------------|------------|-----------|
|      | + 1.5%                   | 15%       | + 5 %               | 10%<br>上乘せ | くるみん<br>or<br>えるぼし二段階目以上 | 5 %<br>上乘せ | 45%       |
|      | + 2.5%                   | 30%       |                     |            |                          |            |           |

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能※2。

- ※1 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。  
ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は  
マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

- ※2 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

事業の詳細はこちら  
[賃上げ促進税制](#)

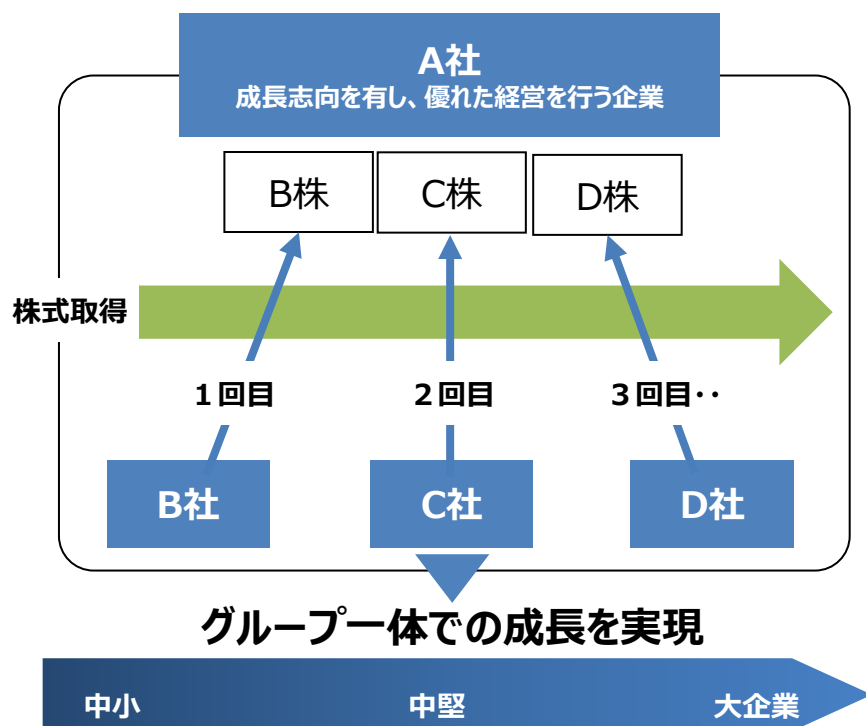


（出典：経済産業省資料）

# 3つの対策③ 経営資源を集約化し賃上げに繋げるグループ化税制の創設 (中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長)

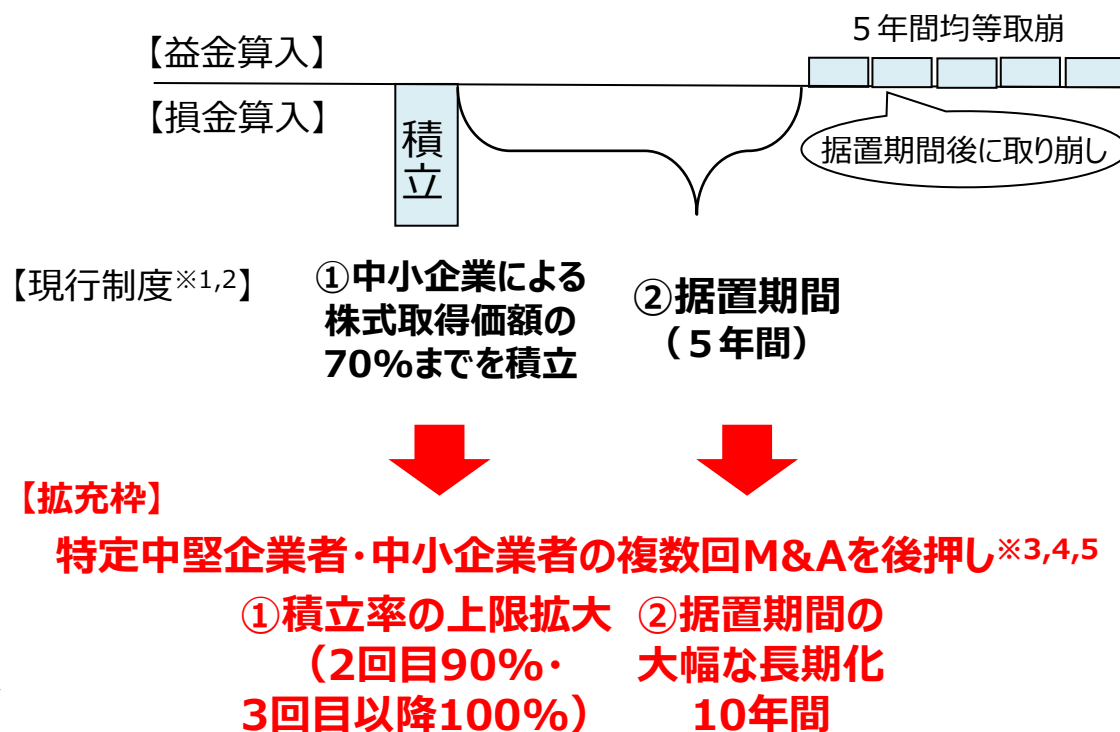
- 成長意欲のある中堅・中小企業によるグループ化を集中的に後押しする観点から、準備金制度を**中堅企業も対象に、複数回のM&Aを行う場合の積立率をM&A2回目90%、3回目以降100%に拡大するとともに、据置期間10年に大幅長期化する新たな枠を創設。**

## <グループ化に向けた複数回のM&A>



## 中小企業事業再編投資損失準備金

(黒：現行制度、赤：新設枠)



- ※ 1 認定からM&A実施までの期間を短縮できるよう、計画認定プロセスを見直し。  
 ※ 2 簿外債務が発覚した等により、減損処理を行った場合や、取得した株式を売却した場合等には、準備金を取り崩し。  
 ※ 3 産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件。(拡充枠は過去5年以内にM&Aの実績が必要)  
 ※ 4 中堅企業は2回目以降のM&Aから活用可能。  
 ※ 5 特定中堅企業者の要件は8ページ参照。

事業の詳細ページ等は準備中

(出典：経済産業省資料)

# 中堅企業元年 中堅企業成長促進パッケージ

# 中堅企業成長促進パッケージ

- 第6回ワーキンググループにて検討を行った取組方針の重点4本柱をもとに、**12府省庁・全190の施策**をまとめた。このうち、特に中堅企業の成長促進に効果的な**18の施策**を厳選し**パッケージ**を作成。

## 1. 国内投資拡大・イノベーションの促進

### 1. 企業立地・投資への支援

- ・ 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金【経産省】

### 2. 設備投資・生産性向上

- ・ 大規模投資促進のための地域未来投資促進税制の拡充【経産省】

### 3. 地域課題の解決

- ・ ローカル10,000プロジェクト【総務省】

### 4. GX・DX等への投資

- ・ 物流業務の自動化・省人化、輸送効率化、デジタル化【国交省】

## 3. 外需獲得（グローバル展開・インバウンド取込）の支援等

### 1. 海外への販路開拓支援

- ・ 効率的な輸出物流の構築・輸出向けHACCP等対応施設の整備【農水省】
- ・ 農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）【農水省】
- ・ 中堅・中小建設企業の海外進出支援業務【国交省】

### 2. 海外展開への支援

- ・ 開発途上国の課題解決型ビジネスづくり支援【外務省】
- ・ HACCP等への対応支援【農水省】

### 3. インバウンド戦略の展開

- ・ 特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業【国交省】

## 2. 良質な雇用の実現

### 1. 中堅・中小企業の賃上げ

- ・ キャリアアップ助成金【厚労省】
- ・ 賃上げ促進税制における中堅企業枠の創設【経産省・中企庁】

### 2. リ・スキリングによる能力向上支援

- ・ 人材開発支援助成金【厚労省】

### 3. 地域における人材の育成獲得・インターンシップの促進

- ・ プロフェッショナル人材事業、先導的人材マッチング事業【内閣官房・内閣府】
- ・ 地域企業経営人材マッチング促進事業【金融庁】

### 4. 海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン等の推進

- ・ マッチングイベント等の実施による特定技能制度の活用促進【入管庁】

## 4. 経営基盤の強化・整備

### 1. 経営力の向上

- ・ 新事業展開等への集中支援【経産省】

### 2. 経営改善・事業再生

- ・ 中堅・中小グループ化税制【経産省・中企庁】

その他施策はこちら  
[施策PR集：首相官邸HP](#)



（出典：経済産業省資料）



# **1. 国内投資拡大・イノベーションの促進**

- 令和5年11月2日に閣議決定された経済対策において、「地方においても賃上げが可能となるよう、中堅・中小企業が工場等の拠点を新設する場合や大規模な設備投資を行う場合について、支援措置を新たに実施する。」こととされたことを受け、中堅・中小企業の大規模成長投資を促進する補助制度を創設。

## 大規模成長投資補助金

イメージ図

< 製造業 >



生産工程の抜本的改革

< 卸売業 >



最新設備を導入した  
物流センター

### 予算額

国庫債務負担行為含む総額 **3,000億円**  
(令和5年度補正予算額1,000億円)

### 事業スキーム

中堅企業等が行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資を支援  
補助上限 **50億円** (補助率 **1/3**)

※投資下限額10億円。複数企業が共同で総額10億円以上の事業を実施する場合も対象（ただし、一定規模以上の投資を行う中堅・中小企業がいる場合に限る。）

※対象経費は、建物（拠点新設・増築）、機械装置、器具備品、ソフトウェア等

### 1次公募

令和6年3月6日（水）～4月30日（火）

### 成果目標

大規模投資を通じた労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額が、地域別の最低賃金の伸び率を超える伸び率を実現する。

事業の詳細はこちら（事務局HP）  
[中堅・中小成長投資補助金](#)



# 大規模成長投資促進のための地域未来投資促進税制の拡充

- 地域未来投資促進税制は、地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域に相当の経済的効果をもたらすものとして、主務大臣の確認を経た事業計画に基づき行う設備投資を促進する税制。
- 賃金・技術備蓄等の面で地域に大きな波及効果をもたらす成長志向の中堅企業が、躊躇することなく、さらに規模拡大していくために必要な大規模国内投資を後押しするための中堅企業枠を創設（税額控除率 6%）。

## 改正内容

※赤字が改正箇所

【税制期限：令和 6 年度末まで】

賃金水準・成長意欲が高い中堅企業\*3

| 対象者          | 地域経済牽引事業計画*1の承認を受けた者                                                                                                                                                                             |                               |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 機械装置<br>器具備品 | 通常                                                                                                                                                                                               | 特別償却40%<br>又は税額控除 4 %         |
|              | 【 <u>現行の上乗せ要件</u> 】<br><u>下記①を満たした上で、②または③を満たす</u><br>① 労働生産性の伸び率 <b>5 %*2</b> 以上かつ投資収益率 5 %以上<br>② 直近事業年度の付加価値額増加率が 8 % 以上<br>③ 対象事業において創出される付加価値額が 3 億円以上、かつ、事業を実施する企業の前年度と前々年度の平均付加価値額が50億円以上 | 特別償却50%<br>又は税額控除 5 %         |
|              | <b>【中堅企業枠】</b><br><u>上記①～③を満たした上で、下記イ～ハを満たす</u><br><b>イ：賃金水準・成長意欲が高い中堅企業（特定中堅企業者）*3</b><br><b>ロ：設備投資額が10億円以上であること</b><br><b>ハ：パートナーシップ構築宣言の登録を受けていること</b>                                        | 特別償却50%<br>又は <b>税額控除 6 %</b> |
| 建物、附属設備、構築物  | 特別償却20%/税額控除 2 %                                                                                                                                                                                 |                               |

## 1. 常時使用する従業員数が2,000人以下

※中小企業者及びみなし大企業を除く

## 2. 良質な雇用の創出

地域における良質な雇用を生み出す能力を重視し、従業員数・賃金等の状況を確認

## 3. 将来の成長性

将来成長に向けた十分な成長投資を実行しているかどうかを重視し、成長投資（設備投資、無形固定資産投資、研究開発、人材教育投資）の状況を確認

## 4. 経営力

成長志向や規模拡大を実現する経営力の有無を確認するため、中長期の経営ビジョンや経営管理体制などについて、外部有識者が確認

\*1 地方自治体が策定し、国が同意した基本計画に基づき策定した事業計画であり、都道府県知事による承認が必要。

\*2 中小企業基本法の中小企業者は労働生産性の伸び率 4 % 以上

\*3 1 ～ 3 については、産業競争力強化法において規定

（出典：経済産業省資料）

事業の詳細はこちら（経済産業省HP）  
[地域未来投資促進法](#)



- 「2024年問題」による物流の停滞を回避するため、サプライチェーンの結節点として重要な役割を果たす物流施設においてDXを推進し、**トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減、施設の省人化**を進めることは、喫緊の課題。
- このため、物流施設における自動化・機械化・デジタル化の優れた取組について、**システムの構築や自動化機器の導入等への支援・効果検証**を行うことにより、物流施設におけるDXの強力な推進を図る。

- トラック予約受付システムと、AIカメラシステムや伝票電子化システムとを連携させ、トラックの円滑なバース入庫を実現し、荷待ちを解消する。
- また、バースにおける、庫内作業による荷待ちが発生しないよう、無人搬送車による迅速なパレット準備等を行う。



専門家が、効果的なシステム構築・連携、DX機器選定等を支援

(出典：経済産業省資料)

**予算額 R5年度補正予算額：15億円**

物流施設を保有・使用する物流関係事業者が、トラックドライバーの荷待ち・荷役の削減、施設の省人化を図るため、物流施設における、

・**システム構築・連携**

・**自動化・機械化機器の導入**

を同時に行う場合、その**経費の一部を支援**するとともに、専門家による**伴走支援、効果検証等**を行う。

【支援対象システムの例】

ナンバープレート解析AIカメラ・システム、伝票電子化システム、在庫管理システム

【支援対象機器の例】



無人搬送機器



無人フォークリフト



無人荷役機器



自動倉庫

事業の詳細はこちら (国土交通省HP)

**物流施設におけるDX推進実証事業費補助金**





## **2. 良質な雇用の実現**

- 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成。

| コース名／コース内容                                                                                                                                | 支給額（1人当たり）                                                                                                                                                                                    | 加算措置／加算額（1人当たり）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>正社員化コース</b><br/>有期雇用労働者等を正社員化（※）</p> <p>※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む</p> <p>➢ 正社員化後6か月間の賃金が正社員化前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要</p>    | <p>①有期→正規： 80万円（60万円）（※）</p> <p>②無期→正規： 40万円（30万円）（※）</p> <p>※ 6か月ごとに2回支給した場合の合計額</p> <p>➢ 有期雇用労働者の雇用期間を現行の「6か月以上3年以内」から「6か月以上5年以内」に緩和し、5年超の者は無期雇用労働者とみなす。</p>                                | <p><b>正社員化コース</b></p> <p>■派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用<br/>28.5万円</p> <p>■通常の正社員転換制度を新たに規定し転換<br/>1事業所当たり 20万円（15万円）</p> <p>■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し転換<br/>1事業所当たり 40万円（30万円）</p> <p>■母子家庭の母等又は父子家庭の父<br/>① 9.5万円<br/>② 4.75万円</p> <p>■人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正社員転換<br/>① 9.5万円<br/>② 4.75万円</p> <p>※自発的職業能力開発訓練または定額制訓練の修了後に正社員転換<br/>① 11万円<br/>② 5.5万円</p> |
| <p><b>障害者正社員化コース</b><br/>障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換</p>                                                                                    | <p>①有期→正規： 90万円（67.5万円）</p> <p>②有期→無期： 45万円（33万円）</p> <p>③無期→正規： 45万円（33万円）</p>                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p><b>賃金規定等改定コース</b><br/>有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用</p>                                                                       | <p>①3%以上5%未満： 5万円（3.3万円）</p> <p>②5%以上： 6.5万円（4.3万円）</p>                                                                                                                                       | <p><b>賃金規定等改定コース</b></p> <p>■「職務評価」の活用により実施 1事業所当たり 20万円（15万円）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p><b>賃金規定等共通化コース</b><br/>有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用</p>                                                                         | <p>1事業所当たり 60万円（45万円）</p>                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| <p><b>賞与・退職金制度導入コース</b><br/>有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施</p>                                                                       | <p>1事業所当たり 40万円（30万円）</p>                                                                                                                                                                     | <p><b>賞与・退職金制度導入コース</b></p> <p>■同時に導入した場合 1事業所当たり 16.8万円（12.6万円）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p><b>社会保険適用時処遇改善コース</b><br/>短時間労働者を新たに社会保険に適用した際に、手当等の支給、賃上げ又は労働時間の延長を実施</p> <p>※手当等の支給は、労働者の社会保険料相当額以上等</p> <p>※労働時間の延長は、週あたり4時間以上等</p> | <p>(1)手当等支給メニュー 50万円（37.5万円）（※1）</p> <p>(2)労働時間延長メニュー 30万円（22.5万円）</p> <p>※1 1～3年目までの各要件を全て満たした場合の3年間の合計額</p> <p>※2 1年目に手当等支給、2年目に労働時間延長を実施する場合の2年間の合計額は50万円</p> <p>※3 令和8年3月末までの取組に対して助成</p> | <p>※（ ）は、中堅企業含む大企業の場合の額。</p> <p>※加算措置要件を満たした場合は、支給額＋加算額を助成。</p> <p>※障害者正社員化コースについては、重度障害者の場合は、①120万円（90万円）②③60万円（45万円）となる。</p> <p>※左記コースのほか、令和6年3月末までは、短時間労働者労働時間延長コースによる助成23.7万円（17.8万円）を実施</p>                                                                                                                                                         |

※国（都道府県労働局）で支給事務を実施

（出典：経済産業省資料）

事業の詳細はこちら（厚生労働省HP）  
[キャリアアップ助成金](#)





# 賃上げ促進税制における中堅企業枠の創設

- 賃上げ促進税制（現行は大企業向け、中小企業向けに二分）について、地域において賃上げと経済の好循環の担い手として期待される中堅企業の賃上げ環境の整備に向けて、中堅企業枠を創設する。

【措置期間：3年間】

| 大企業        | 継続雇用者<br>給与等支給額<br>(前年度比) | 税額<br>控除率 | 教育<br>訓練費<br>(前年度比) | 税額<br>控除率  | 両立支援<br>・<br>女性活躍            | 税額<br>控除率  | 最大<br>控除率 |
|------------|---------------------------|-----------|---------------------|------------|------------------------------|------------|-----------|
|            | + 3 %                     | 10%       | +10%                | 5 %<br>上乗せ | プラチナくるみん<br>or<br>プラチナえるぼし   | 5 %<br>上乗せ | 35%       |
|            | + 4 %                     | 15%       |                     |            |                              |            |           |
|            | + 5 %                     | 20%       |                     |            |                              |            |           |
|            | + 7 %                     | 25%       |                     |            |                              |            |           |
| 中堅企業<br>※1 | 継続雇用者<br>給与等支給額<br>(前年度比) | 税額<br>控除率 | 教育<br>訓練費<br>(前年度比) | 税額<br>控除率  | 両立支援<br>・<br>女性活躍            | 税額<br>控除率  | 最大<br>控除率 |
|            | + 3 %                     | 10%       | +10%                | 5 %<br>上乗せ | プラチナくるみん<br>or<br>えるぼし三段階目以上 | 5 %<br>上乗せ | 35%       |
|            | + 4 %                     | 25%       |                     |            |                              |            |           |
| 中小企業       | 全雇用者<br>給与等支給額<br>(前年度比)  | 税額<br>控除率 | 教育<br>訓練費<br>(前年度比) | 税額<br>控除率  | 両立支援<br>・<br>女性活躍            | 税額<br>控除率  | 最大<br>控除率 |
|            | + 1.5%                    | 15%       | + 5 %               | 10%<br>上乗せ | くるみん<br>or<br>えるぼし二段階目以上     | 5 %<br>上乗せ | 45%       |
|            | + 2.5%                    | 30%       |                     |            |                              |            |           |

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能※2。

- ※1 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。  
ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。

- ※2 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

事業の詳細はこちら  
[賃上げ促進税制](#)

（出典：経済産業省資料）



# 人材開発支援助成金

- 事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

| コース名             | 対象訓練・助成内容                                      |                              | 助成率・助成額 注（ ）内は中堅企業を含む中小企業事業主以外            |                       |                     |
|------------------|------------------------------------------------|------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------|---------------------|
|                  |                                                |                              | OFF-JT                                    |                       | OJT                 |
|                  |                                                |                              | 経費助成                                      | 賃金助成                  | 実施助成                |
| 人材育成支援コース        | OFF-JT訓練（人材育成訓練）                               |                              | 正規雇用:45(30)%<br>非正規雇用:60%<br>正社員化した場合:70% | 760(380)円/時・人         | —                   |
|                  | OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練                             | 企業の中核人材を育てるための訓練（認定実習併用職業訓練） | 45(30)%                                   |                       | 最低6か月<br>20(11)万円/人 |
|                  |                                                | 非正規の正社員化を目指して実施する訓練（有期実習型訓練） | 60%<br>正社員化した場合:70%                       |                       | 最低2か月<br>10(9)万円/人  |
| 教育訓練休暇等付与コース     | 有給教育訓練休暇制度(3年間で5日以上)を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合 |                              | 30万円<br>※制度導入助成                           | —                     | —                   |
| 人への投資促進コース       | 高度デジタル人材訓練<br>／成長分野等人材訓練                       | デジタル                         | 75(60)%                                   | 960(480)円/時・人         | —                   |
|                  |                                                | 成長分野                         | 75%                                       | 960円/時・人<br>※国内大学院    | —                   |
|                  | 情報技術分野認定実習併用職業訓練<br>(OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)       |                              | 60(45)%                                   | 760(380)円/時・人         | 最低6か月<br>20(11)万円/人 |
|                  | 定額制訓練                                          |                              | 60(45)%                                   | —                     | —                   |
|                  | 自発的職業能力開発訓練                                    |                              | 45%                                       | —                     | —                   |
|                  | 長期教育訓練休暇制度<br>／教育訓練短時間勤務制度及び所定外労働免除制度          | 長期休暇                         | 20万円<br>※制度導入助成                           | 960(760)円/時・人<br>※有給時 | —                   |
|                  |                                                | 短時間勤務等                       | 20万円<br>※制度導入助成                           | —                     | —                   |
| 事業展開等リスティング支援コース | 事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練            |                              | 75(60)%                                   | 960(480)円/時・人         | —                   |

雇用保険適用事業主の申請に基づき、その雇用する労働者が受講した訓練等に応じて上記金額が支給されます。（令和6年4月時点の内容です。）

事業の詳細はこちら（厚生労働省HP）  
[人材開発支援助成金](#)

（出典：経済産業省資料）



# 地域企業におけるデジタル人材等の確保支援

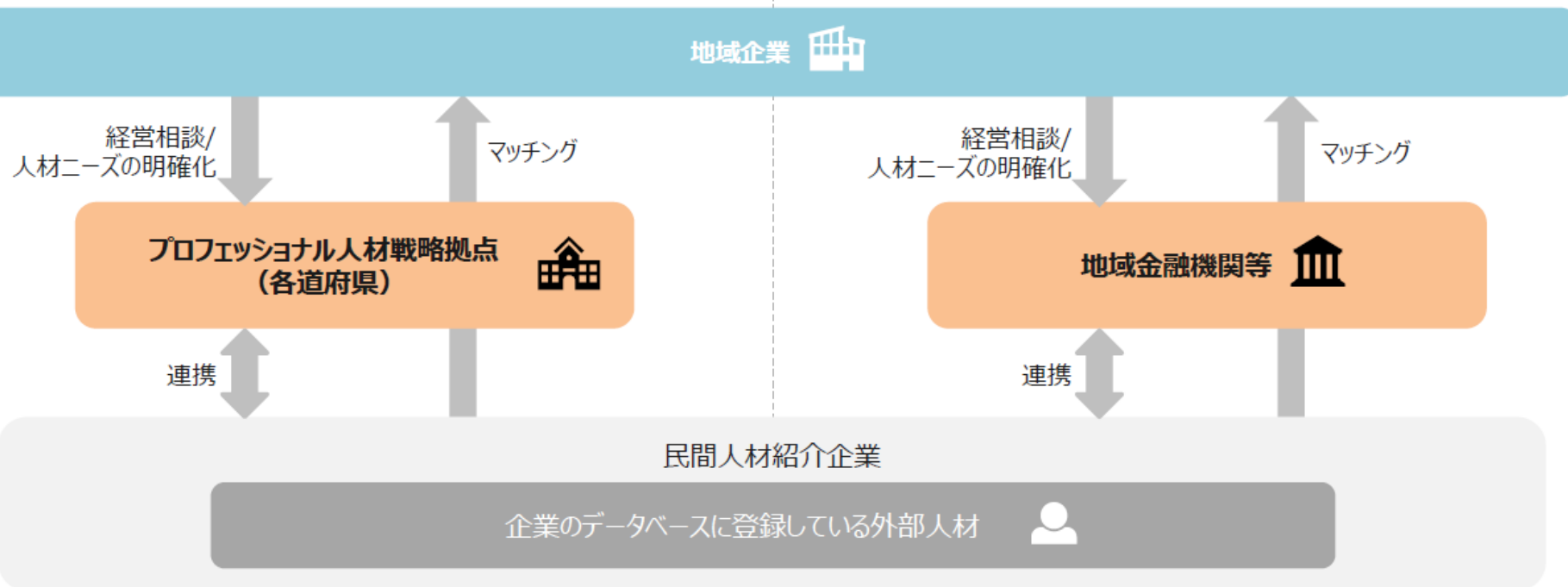
- 副業・兼業人材を含め、経営課題の解決に資するハイレベル人材と企業のマッチングを支援するため、道府県が支援の主体となる「プロフェッショナル人材事業」、地域金融機関等が支援の主体となる「先導的人材マッチング事業」を実施。

制度

**プロフェッショナル人材事業** ※2015年度より実施  
累計成約件数：25,393件（2023年12月時点）

**先導的人材マッチング事業** ※2020年度より実施  
累計成約件数：7,978件（2023年12月時点）

スキーム



実施内容

道府県が設置するプロフェッショナル人材戦略拠点が  
地域企業の人材活用を支援  
事業の詳細はこちら（内閣府HP）  
[プロフェッショナル人材事業](#)



地域金融機関等が地域企業の人材活用を支援  
（事業としては、地域金融機関等に対して補助金交付）  
事業の詳細はこちら（内閣府HP）  
[先導的人材マッチング事業](#)



（出典：経済産業省資料）

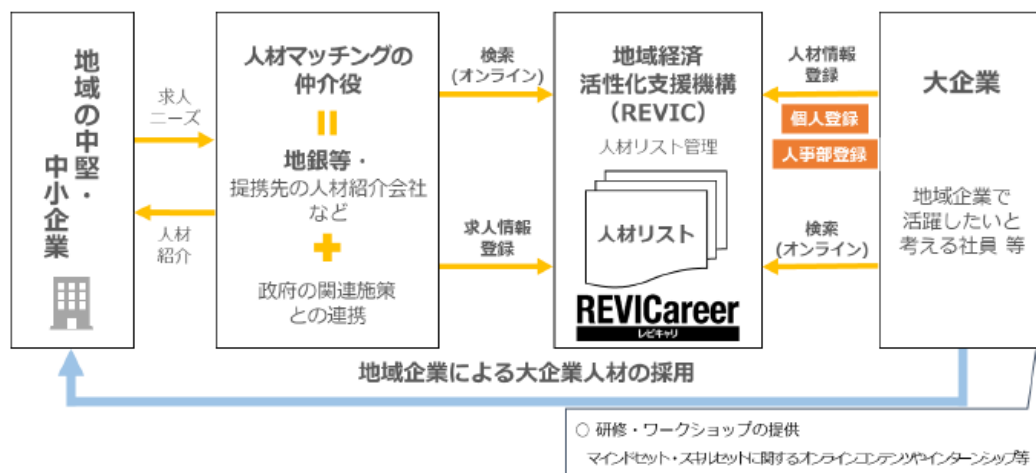
- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」等を受け、転籍や兼業・副業、在籍出向等を通じて、**大企業（※）から地域の中堅・中小企業等へ人の流れを創出**するため、人材プラットフォーム「REVICareer（レビキャリア）」を整備し、**地域金融機関による人材マッチングの取組を後押し**。
- **レビキャリアを活用して人材を採用した地域企業の申請により給付金を支給**。

※ 資本金10億円以上又は常時使用する従業員の数が2,000人を超える法人

## 予算額

**7.2億円**（令和5年度補正予算額）

## 事業スキーム



## 給付金

**採用形態・年収に応じて一時金で給付**

【給付金の計算方法】

雇用期間等又は2年間のいずれか短い期間に

雇用者等に支払われる給与等の合計額の**3/10**

【採用形態別の上限額】

転籍：**500万円** 兼業・副業、出向：**200万円**

## 成果目標

人材リストの登録数を充実させ

（令和6年2月29日時点で累計**2,628人**）

本事業を活用したマッチング成約数

（令和6年2月29日時点で累計**65件**）

の拡大を図る。

事業の詳細はこちら（REVICareer）

[地域金融機関による人材仲介](#)



（出典：経済産業省資料）



# マッチングイベント等の実施による特定技能制度の活用促進

- 特定技能制度の活用を更に促進するため、「特定技能」の在留資格で就労を希望する国内外の外国人及び特定技能外国人の雇用を希望する企業を対象に、マッチングイベント等を開催。

## 【特定技能制度とは】

深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるための制度。

## ■ 特定産業分野（12分野）

介護 / ビルクリーニング / 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 / 建設 / 造船・舶用工業 / 自動車整備 / 航空 / 宿泊 / 農業 / 漁業 / 飲食料品製造業 / 外食業

出入国在留管理庁主催  
Specialized Skill Worker System  
特定技能で働きたい  
外国人の方と企業をつなぐ  
**特定技能-SSW-  
マッチングイベント**  
参加費無料 紹介手数料無料

対象となる企業の業種  
介護 / ビルクリーニング / 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 / 建設  
造船・舶用工業 / 自動車整備 / 航空 / 造船 / 農業 / 漁業 / 飲食料品製造業 / 外食業  
※建設は建設業以外の職種に限定します。

特定技能に特化した3種類のマッチングイベント  
特定技能で働きたい外国人が働きやすくなる機会です。

| 対面型<br>合同企業説明会                                                               | オンライン<br>マッチングイベント                                                           | 海外<br>ジョブフェア                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 東京 2023年12月13日(水)<br>大阪 2024年1月19日(金)<br>福岡 2024年1月30日(水)                    | 開催期間<br>2023年11月20日～2024年3月20日                                               | 開催日<br>2023年12月2日(土)<br>2024年2月24日(土)・25日(日)<br>2024年3月16日(土)                         |
| 企業のみならず求職者も集まる<br>企業と求職者の両方から<br>企業説明会や求職者説明会<br>※正式な面接はイベント後に行<br>うことができます。 | 企業のみならず求職者も集まる<br>企業と求職者の両方から<br>企業説明会や求職者説明会<br>※正式な面接はイベント後に行<br>うことができます。 | 海外在住の外国人の方に向けて、オン<br>ラインによる特定技能制度説明会が<br>実施される機会があります。<br>※正式な面接はイベント後に行<br>うことができます。 |

● 特定技能制度の活用を更に促進するため、特定産業分野・事業の活用を促進します。  
● 特定産業分野・事業の活用を促進します。

出展・参加の流れ  
1. 特定産業分野・事業の活用を促進します。  
2. 特定産業分野・事業の活用を促進します。  
3. 特定産業分野・事業の活用を促進します。

出展・参加の流れ  
1. 特定産業分野・事業の活用を促進します。  
2. 特定産業分野・事業の活用を促進します。  
3. 特定産業分野・事業の活用を促進します。

出展・参加の流れ  
1. 特定産業分野・事業の活用を促進します。  
2. 特定産業分野・事業の活用を促進します。  
3. 特定産業分野・事業の活用を促進します。

出展・参加の流れ  
1. 特定産業分野・事業の活用を促進します。  
2. 特定産業分野・事業の活用を促進します。  
3. 特定産業分野・事業の活用を促進します。

## 特定技能制度活用促進のための 海外ジョブフェア・国内マッチングイベント

### 予算額

令和6年度予算案額 1億280万円（令和5年度予算額：8,800万円）

### 事業内容

特定技能の在留資格で就労を希望する国内外に居住する外国人及び特定技能外国人の雇用を希望する企業を対象に、マッチングイベント・ジョブフェアを実施

### ■ 対象となる企業の業種

上記の特定産業分野

特定技能制度・事業の詳細はこちら（出入国在留管理庁HP）

[特定技能制度](#)

[マッチングイベント等の実施による特定技能制度の活用促進について](#)

制度について↓

事業について↓



（出典：経済産業省資料）

# マッチングイベント等の実施による特定技能制度の活用促進

- 特定技能制度の活用を更に促進するため、「特定技能」の在留資格で就労を希望する国内外の外国人及び特定技能外国人の雇用を希望する企業を対象に、マッチングイベント等を開催。

## 【特定技能制度とは】

深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるための制度。

## ■ 特定産業分野（12分野）

介護 / ビルクリーニング / 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 / 建設 / 造船・舶用工業 / 自動車整備 / 航空 / 宿泊 / 農業 / 漁業 / 飲食料品製造業 / 外食業

出入国在留管理庁主催  
Specified Skills Worker Scheme  
特定技能で働きたい  
外国人の方と企業をつなぐ  
**特定技能-SSW-  
マッチングイベント**  
参加費無料 紹介手数料無料

対象となる企業の業種  
介護 / ビルクリーニング / 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 / 建設  
造船・舶用工業 / 自動車整備 / 航空 / 造船 / 農業 / 漁業 / 飲食料品製造業 / 外食業  
※建設は建設業以外の職種に限定します。

特定技能に特化した3種類のマッチングイベント  
特定技能で働きたい外国人が働きやすくなる機会です。

| 対面型<br>合同企業説明会                                                               | オンライン<br>マッチングイベント                                                           | 海外<br>ジョブフェア                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 東京 2023年12月13日(水)<br>大阪 2024年1月19日(金)<br>福岡 2024年1月30日(水)                    | 開催期間<br>2023年11月20日～2024年3月20日                                               | 開催日<br>2023年12月2日(土)<br>2024年2月24日(土)・25日(日)<br>2024年3月16日(土)                         |
| 企業のみならず求職者も集まる<br>企業と求職者の両方から<br>企業説明会や求職者説明会<br>※正式な面接はイベント後に行<br>うことができます。 | 企業のみならず求職者も集まる<br>企業と求職者の両方から<br>企業説明会や求職者説明会<br>※正式な面接はイベント後に行<br>うことができます。 | 海外在住の外国人の方に向けて、オン<br>ラインによる特定技能制度説明会が<br>実施される機会があります。<br>※正式な面接はイベント後に行<br>うことができます。 |

● 特定技能制度の活用を更に促進するため、特定産業分野・事業の特定技能制度の活用を促進するための取組を実施します。  
● 特定産業分野・事業の特定技能制度の活用を促進するための取組を実施します。

出展・参加の流れ  
1. 特定産業分野・事業の特定技能制度の活用を促進するための取組を実施します。  
2. 特定産業分野・事業の特定技能制度の活用を促進するための取組を実施します。  
3. 特定産業分野・事業の特定技能制度の活用を促進するための取組を実施します。

出展・参加の流れ  
1. 特定産業分野・事業の特定技能制度の活用を促進するための取組を実施します。  
2. 特定産業分野・事業の特定技能制度の活用を促進するための取組を実施します。  
3. 特定産業分野・事業の特定技能制度の活用を促進するための取組を実施します。

出展・参加の流れ  
1. 特定産業分野・事業の特定技能制度の活用を促進するための取組を実施します。  
2. 特定産業分野・事業の特定技能制度の活用を促進するための取組を実施します。  
3. 特定産業分野・事業の特定技能制度の活用を促進するための取組を実施します。

## 特定技能制度活用促進のための 海外ジョブフェア・国内マッチングイベント

### 予算額

令和6年度予算案額 1億280万円（令和5年度予算額：8,800万円）

### 事業内容

特定技能の在留資格で就労を希望する国内外に居住する外国人及び特定技能外国人の雇用を希望する企業を対象に、マッチングイベント・ジョブフェアを実施

### ■ 対象となる企業の業種

上記の特定産業分野

特定技能制度・事業の詳細はこちら（出入国在留管理庁HP）

[特定技能制度](#)

[マッチングイベント等の実施による特定技能制度の活用促進について](#)

制度について↓

事業について↓



（出典：経済産業省資料）



### **3. 外需獲得の支援等**

- 地方経済・雇用を支える中堅・中小建設企業の海外進出を支えるため、基本的な情報提供から進出戦略検討や人材・人脈等を補足する具体的な機会の提供までトータルで支援。

## 中堅・中小建設企業海外展開促進協議会（JASMOC）

海外進出に係る情報・課題の共有、国土交通省をはじめとする関係機関の支援施策活用を図る情報共有プラットフォームを設置・運営

### 【主な活動】

#### JASMOC総会の開催

- ・活動実績の振り返り
- ・年間アンケート結果の共有
- ・情報交換会

#### 個別課題に関する分科会

- ・事業拡大に向けた検討・情報共有を実施
- ・ODA分科会：2ヶ月毎に勉強会を実施

#### 建設技術集の作成・配布

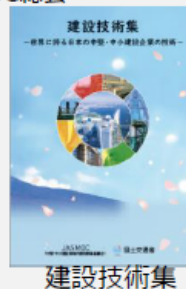
- ・会員企業の優れた建設技術を国内外へ紹介

#### JASMOC だより配信(メール)

- ・国交省や関係機関の支援メニューや海外展開に関連するトピックスをいち早く紹介



JASMOC総会



2024年3月8日時点：会員企業数265社／支援機関124団体  
※会員企業：海外展開に関心のある中堅・中小建設企業  
(資本金約10億円以下または従業員数300人以下)

(出典：経済産業省資料)

## R6年度 中堅・中小建設企業向け 海外展開支援施策（予定）

### 海外事業計画策定支援

個社の海外進出戦略立案から事業計画に落とし込むまでのプロセスを、中小企業診断士等との個別面談を通して支援。

### 海外現地大学と連携した技術紹介セミナー

建設企業側から自社技術を紹介および海外の大学研究者から研究テーマ等を紹介。現地における共同研究や新たなビジネスパートナーをつくる機会を提供。

### 海外訪問団派遣

現地の政府関係機関・日系建設企業への訪問、現場視察、技術PRセミナー、ビジネスマッチングを実施。  
現地大学と連携した合同就職説明会を開催。

### 各種セミナー開催

- ・地方都市における海外展開セミナー
- ・市場紹介・事業計画策定セミナー 等

### 成果目標

協議会の運営や支援施策の実施により、海外における事業継続の観点から、海外で受注した中堅・中小建設企業数の増加を図る。

事業の詳細はこちら（国土交通省HP）  
[中堅・中小建設企業の海外展開支援について](#)



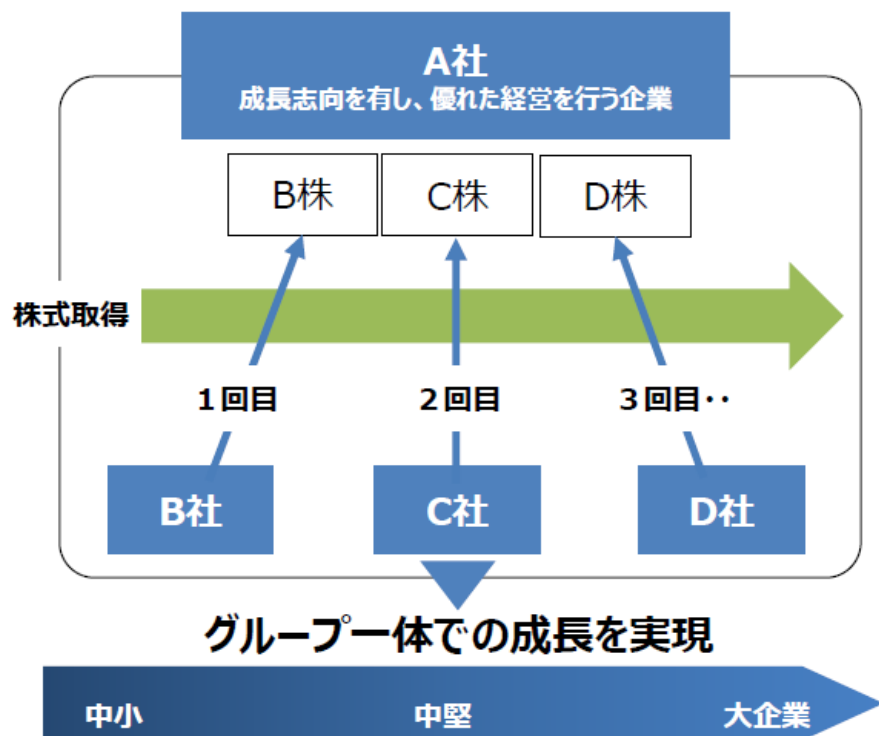
## **4. 経営基盤の強化・整備**

# 中堅・中小グループ化税制

## (中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長)

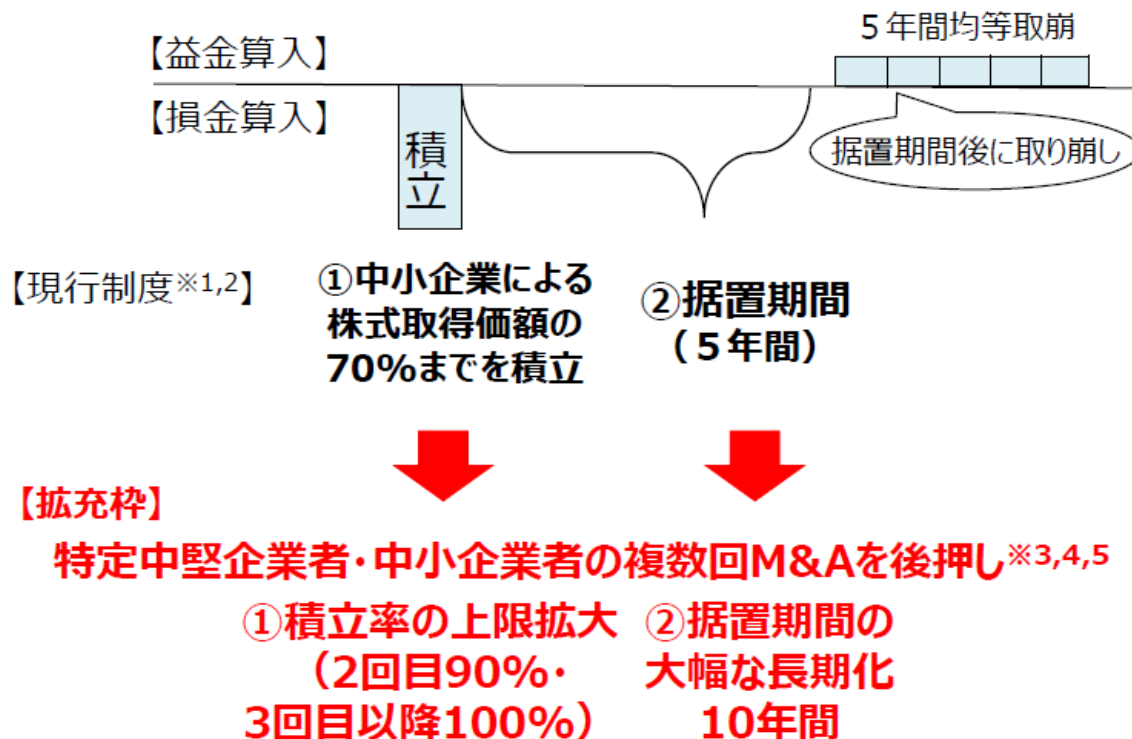
- 成長意欲のある中堅・中小企業によるグループ化を集中的に後押しする観点から、準備金制度を中堅企業も対象に、複数回のM&Aを行う場合の積立率をM&A2回目90%、3回目以降100%に拡大するとともに、据置期間10年に大幅長期化する新たな枠を創設。

### <グループ化に向けた複数回のM&A>



### 中小企業事業再編投資損失準備金

(黒：現行制度、赤：新設枠)



- ※ 1 認定からM&A実施までの期間を短縮できるよう、計画認定プロセスを見直し。
- ※ 2 簿外債務が発覚した等により、減損処理を行った場合や、取得した株式を売却した場合等には、準備金を取り崩し。
- ※ 3 産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件。(拡充枠は過去5年以内にM&Aの実績が必要)
- ※ 4 中堅企業は2回目以降のM&Aから活用可能。
- ※ 5 特定中堅企業者については6ページ参照。

(出典：経済産業省資料)

事業の詳細ページ等は準備中

**金型産業は中堅企業支援の波  
に乗れるのか？**



# 金型産業の構造問題

- (1) 一般的な中小企業問題
- (2) 金型産業固有の問題

# 一目でわかる日本の金型産業

20240409

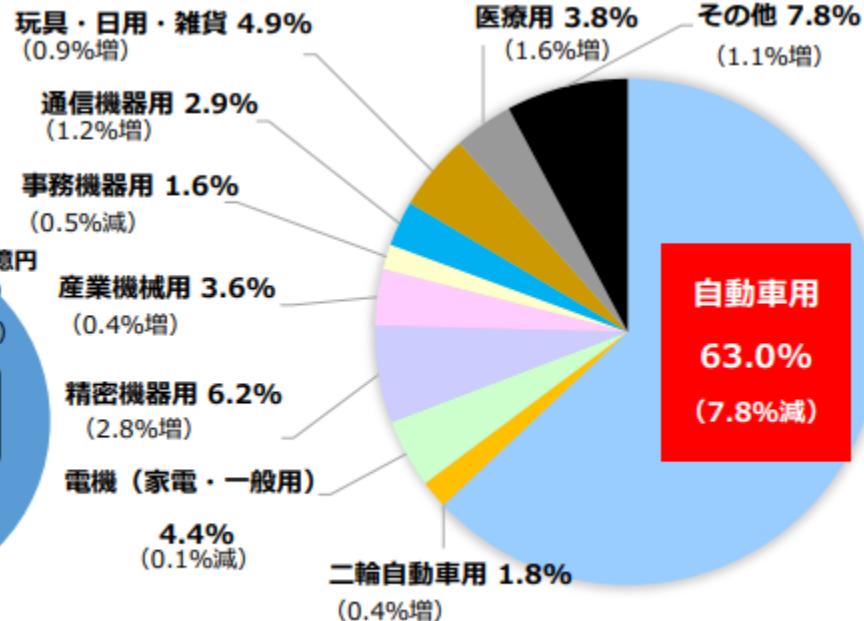
## 世界の金型生産高

|   | 国名         | 生産高(億円)  | 比率    |
|---|------------|----------|-------|
| 1 | 中国(2021年)  | 7兆5,500  | 53.8% |
| 2 | 米国(2021年)  | 2兆3,028  | 16.4% |
| 3 | 日本(2020年)  | 1兆4,167  | 10.1% |
| 4 | 韓国(2020年)  | 9,496    | 6.8%  |
| 5 | ドイツ(2022年) | 6,358    | 4.5%  |
|   | 世界合計35ヶ国   | 14兆0,379 |       |

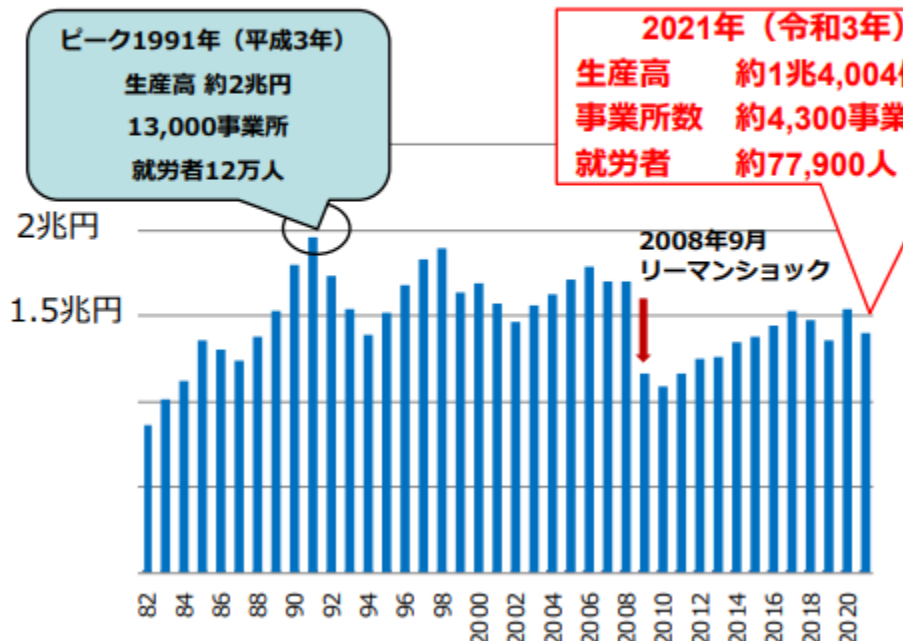
ISTMA Statistical Book 2023

## 需要業界別の生産金額構成比2023年

※増減比は構成比ベース



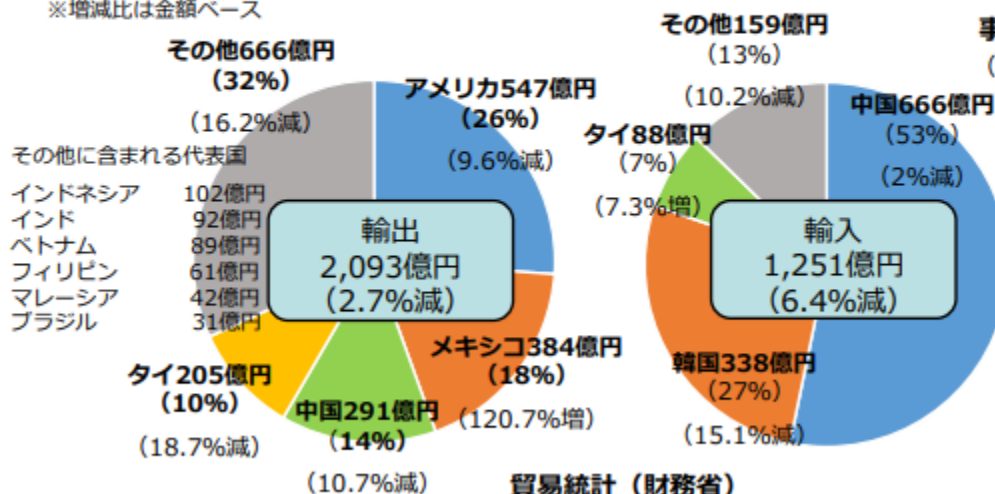
日本金型工業会調べ



製造業事業所調査(旧工業統計)/経済センサス 産業別 (経済産業省)

## 金型の輸出・輸入2023年

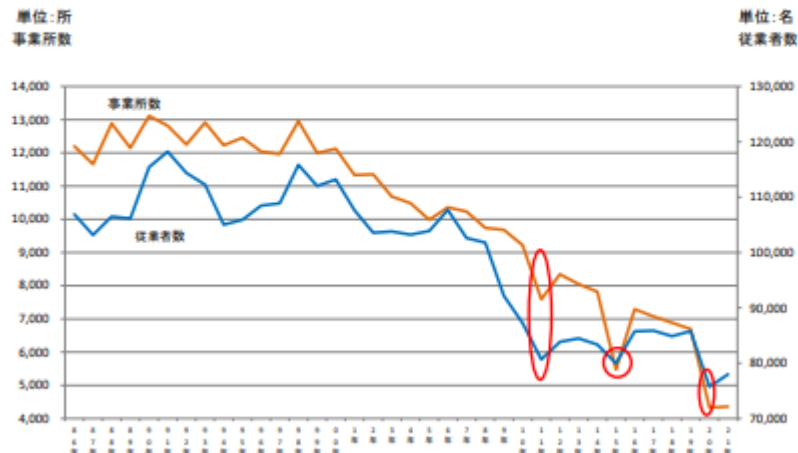
※増減比は金額ベース



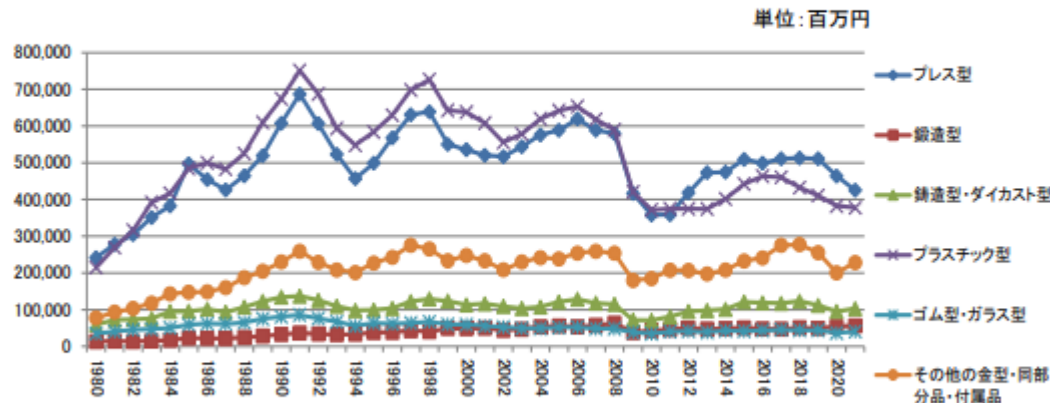
一般社団法人 日本金型工業会

# 一目でわかる日本の金型産業 その2

## ①事業所数・従業員数の推移



## ③型種別生産額の推移



## ②規模別事業所数・生産額

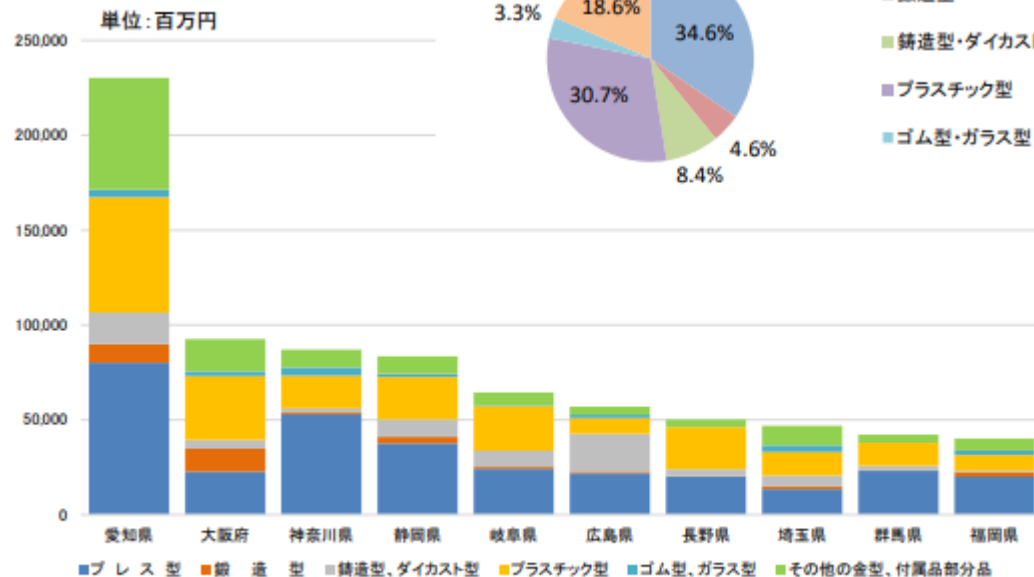
(製造業事業所調査(旧工業統計))  
(2021年/令和3年)

|           | 事業所数  |                | 生産額       |                    |
|-----------|-------|----------------|-----------|--------------------|
|           | 実数    | (4,357)<br>全体比 | 実数        | (1,400,481)<br>全体比 |
| 9人以下      | 2,629 | 60.3%          | 139,252   | 9.9%               |
| 10人～19人   | 813   | 18.7%          | 166,932   | 11.9%              |
| 20人～29人   | 377   | 8.7%           | 143,182   | 10.2%              |
| 30人～99人   | 443   | 10.2%          | 411,619   | 29.4%              |
| 100人～299人 | 84    | 1.9%           | 539,496   | 38.5%              |
| 300人以上    | 11    | 0.3%           |           |                    |
| 合 計       | 4,357 | 100.0%         | 1,400,481 | 100.0%             |

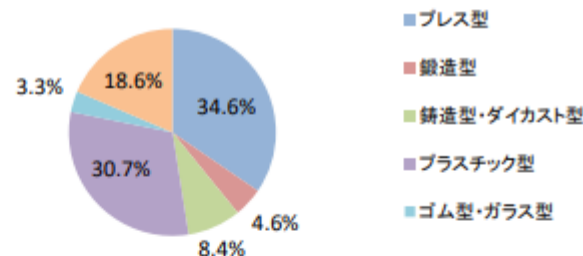
資料: 製造業事業所調査(産業別)

※2021年からは製造業事業所調査を使用(工業統計調査が廃止の為)

## ⑤都道府県別生産額 上位10



## ④型種別生産額の構成比



# 金型企業は？

金型産業ビジョンを参考に、  
「ゆでガエル」にならないように「経営者自らが考える」

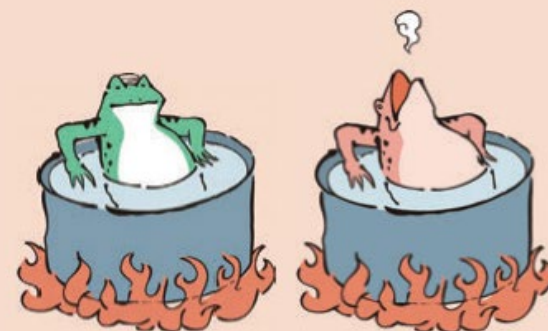
# vision

## 令和時代の 金型産業 ビジョン

令和2年10月



一般社団法人 日本金型工業会  
Japan Die & Mold Industry Association.



茹でガエル

じわじわ迫る危機に注意！

手遅れにならないように！





## 2.5 戦略（ビジョンを達成するために“何”を行うか）

金型工場から金型企業へ転換し顧客提供価値の拡大を目指す  
（選ばれる金型屋になる）

### 2.5.1 金型工場から金型企業への転換が求められる背景

かつては、日本国内の金型の需給関係は、需要に対して供給量が少なかつたため、需要に対応するためには、スペックに従って合理的にモノを生産すること（品質、納期、コスト）が求められました。したがって、如何に案件をこなすかだけに注力すればよかった時代がありました。

しかし、そのような時代はすでに終わりを迎えています。現在は、急速な円高、顧客企業の海外展開、新興国の台頭により国内の金型需要が減少し、供給過多の状態となったため、かつてのように案件をこなすだけでは、他社との差別化ができず、単なる価格競争に陥ってしまい、本来の企業としての目的である利益が追求できない（生み出せない）状況になっています。

当然のことながら利益が生み出せないことから、設備投資や人材育成、開発など事業を継続していく上で必要な将来への投資ができない状況となっています。

そのため、現状を打破するためには、企業本来の目的であり、事業継続費ともいわれる“利益”を追求することを目的とし、発注スペックに対応したものづくりを行うだけでなく、顧客が求める価値を提供することが求められます。このようにかつてあった環境が変化しているため、現在の環境に適合し顧客を創造し、新たな価値創造を行う“企業”への転換が必要となっています。

|    | 工場                                           | 企業                                                |
|----|----------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 目的 | モノを生産すること                                    | 利益を追求すること                                         |
| 活動 | 発注スペックに対応したモノづくりを行う。                         | 顧客が求める価値を提供する。                                    |
| 評価 | 良い工場とは、スペックに従って合理的にモノを生産すること。<br>（品質、納期、コスト） | 良い企業とは、環境に適合して顧客創造、新たな価値創造を行う。<br>（事業収支、利益率、投資回収） |

出典：日本工業大学 小田恭市



## 戦術（戦略で定めた“何”をどのような方法で実現するか）

戦術はあくまで手段（方法）であり、戦略（目的）にはなりえない。

戦略と戦術を混同しないように心がけるのが重要です。

### ・連携／統合／協業

顧客提供価値拡大を目指す場合、必ず不足する資源（技術・人材・設備・資金等）が存在する。それを補うために他社との連携を行う。従来の自社視点からのものづくりから脱却し、顧客視点で新しい価値を提供するための大きなポイントとなる。

### ・IoT／デジタル化／自動化

IoT／デジタル化／自動化は、あくまで手段である。まずはデータを集めて何かできないかと考えるのではなく、解決したい課題を設定し、それをIoT／デジタル化／自動化を用いて解決できないかを考える必要がある。

### ・事業形態（専業兼業／国内と海外）

企業経営は環境適応業といわれるように、環境に合わせて、そして顧客が求める価値を提供するために最適な事業形態を模索する必要がある。

### ・人材育成／人材確保

企業は人といわれるように、人材育成は事業継続のカギとなるまさに未来への投資であり、しっかりと人材育成を行う体制の構築が大切である。また、人口減少による人材の希少化が進行するため、人材の定着及び人材確保も人材育成とともに戦略的に行う必要がある。（併せて各社の働き方改革に伴う雇用環境整備も進めていく必要がある。）

### ・事業継続計画（BCP）策定

リスク発生時の事業継続計画（BCP）を策定することはもとより、BCPを実際にリスク発生時に運用できるための事業継続管理（BCM）が重要となる。

# 参考資料

**(参考1) 中小企業への支援施策**

**(参考2) 技能実習制度の見直しについて**

## (参考)中小企業への支援施策

- ①価格転嫁対策
- ②資金繰り支援
- ③省力化投資支援
- ④事業再構築
- ⑤賃上げ税制
- ⑥事業承継支援
- ⑦ローカル・ゼブラ支援

- 価格交渉できる雰囲気は醸成されつつあるが、価格転嫁率のさらなる向上に向けて、中小・小規模事業者の賃上げ原資を確保するためにも、公正取引委員会等とも連携し、粘り強く、以下の価格転嫁対策を進めていく。

① **労務費の指針の公表**【内閣官房・公正取引委員会】

⇒「指針」が交渉・転嫁に現場で活用されるよう、経済団体等を通じた「指針」の周知

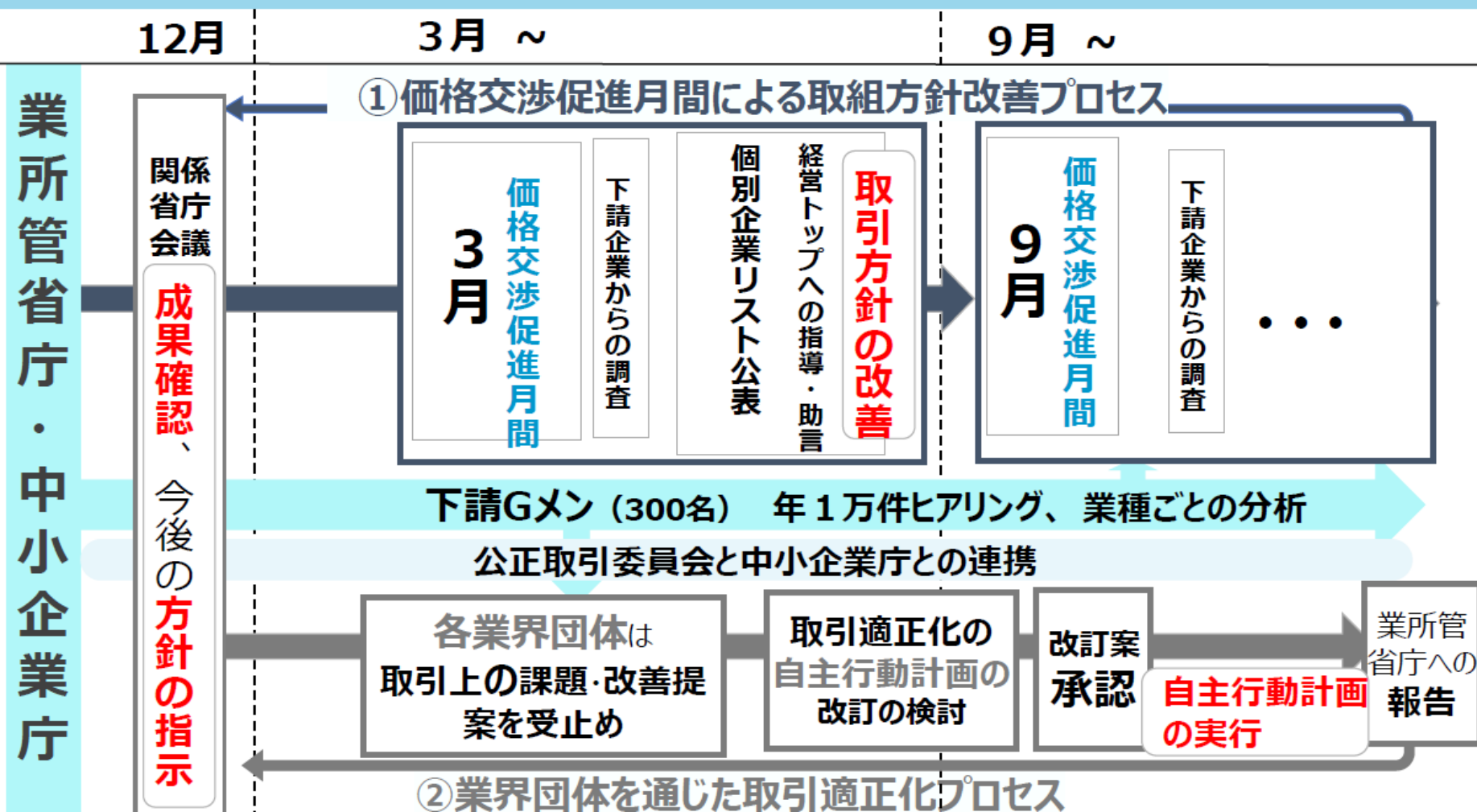
② 「**企業リスト**（発注企業ごとの、交渉・転嫁の状況の評価）」の公表（2024年1月12日）

③ 評価が芳しくない発注企業の経営者トップへの**事業所管大臣名での指導・助言**

④ **パートナーシップ構築宣言**の更なる拡大・実効性の向上

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が高騰する中、コスト上昇分をサプライチェーン全体で適切に分担し、中小企業の賃上げ原資を確保するためにも、以下の2つの適正化プロセスを確立し、価格転嫁はじめ取引適正化を継続的に推進。

- ① 価格交渉促進月間（3月、9月）の推進により、個別企業の取引方針の改善
- ② 業界団体を通じ、業界全体での取引適正化





# 価格交渉・転嫁の回答状況のリスト（一部）（2023年9月の価格交渉促進月間の結果）

- **1月12日、より一層の自発的な取引慣行の改善**を促すため、**下請中小企業10社以上**から回答があった**発注側企業全て**（220社）について、「**交渉・転嫁の状況**」を整理した**企業リスト**を、経済産業大臣より**公表**。

|    | 法人番号          | 企業名              | ①回答企業数 | ②価格交渉の<br>回答状況 | ③価格転嫁の<br>回答状況 |
|----|---------------|------------------|--------|----------------|----------------|
| 1  | 1010001000006 | 五洋建設(株)          | 16     | イ              | イ              |
| 2  | 1010001008668 | J F E スチール(株)    | 11     | イ              | イ              |
| 3  | 1010001025515 | N X 商事(株)        | 15     | ウ              | イ              |
| 4  | 1010001034730 | (株)内田洋行          | 13     | イ              | イ              |
| 5  | 1010001088181 | (株)セブン－イレブン・ジャパン | 10     | イ              | イ              |
| 6  | 1010001092605 | ヤマト運輸(株)         | 39     | ウ              | ウ              |
| 7  | 1010001098619 | 日鉄物流(株)          | 11     | ウ              | ウ              |
| 8  | 1010001112577 | 日本郵便(株)          | 11     | イ              | ウ              |
| 9  | 1010001132055 | J C O M(株)       | 10     | エ              | ウ              |
| 10 | 1010401004837 | N O K(株)         | 11     | ア              | イ              |
| 11 | 1010401009745 | (株)小糸製作所         | 13     | ア              | ウ              |
| 12 | 1010401010455 | (株)小松製作所         | 30     | ア              | イ              |
| 13 | 1010401013565 | 清水建設(株)          | 74     | イ              | イ              |
| 14 | 1010801001748 | (株)荏原製作所         | 10     | ウ              | イ              |
| 15 | 1020001071491 | 富士通(株)           | 45     | イ              | ウ              |

## （価格交渉/ 転嫁の評価）

下請中小企業からの  
価格交渉、価格転嫁  
についての回答の  
平均値（※10点満点）  
をア、イ、ウ、エの  
4区分で整理。

ア：7点以上、

イ：7点未満、  
4点以上

ウ：4点未満、  
0点以上

エ：0点未満

## 本指針 の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

## 発注者として採るべき行動／求められる行動

### ★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

### ★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

### ★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の受結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

### ★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

### ★行動⑤：要請あらば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

### ★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

## (参考) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

## 受注者として採るべき行動／求められる行動

## ★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口など相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、次頁の様式を活用することも考えられる。

## ★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

## ★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

## ★行動④：公表資料を活用して自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

## 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

## ★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

## ★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

## 今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**していく。

また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する**情報を提供できるフォーム**を設置し、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。



# (参考)「労務費指針」における価格交渉の様式

・労務費の適正な算出のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣府・公正取引委員会）別添

価格交渉の申込み様式（例）

御見積書

〇年〇月〇日

（発注者） 御中

（受注者）

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日 年 月 日  
有効期限 年 月 日

商品名（例：業務名、品番、件名）

合計金額 円

原材料価格、エネルギーコスト、労務費など、各コスト要素に分けて、それぞれ単価、小計等を作成

内訳

1 原材料価格（素材費、部品購入費等）

| （例）   |    |    |    |                         |
|-------|----|----|----|-------------------------|
|       | 単価 | 数量 | 金額 | （備考）旧単価（円）/<br>単価上昇率（%） |
| 材料・品番 |    |    |    |                         |
| ...   |    |    |    |                         |
| 小計    | 円  |    |    |                         |

2 エネルギーコスト（電気代、ガス代、ガソリン代等）

| （例） |    |      |          |    |                  |
|-----|----|------|----------|----|------------------|
|     | 単価 | 総使用量 | 貴社向け売上比率 | 金額 | （備考）単価<br>上昇率（%） |
| 電気代 |    |      |          |    |                  |
| ... |    |      |          |    |                  |
| 小計  | 円  |      |          |    |                  |

3 労務費（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）

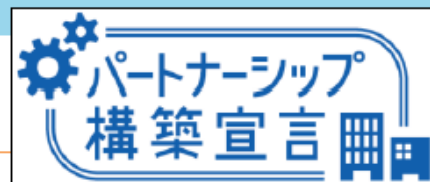
| （例1）              |                                                                             |                                 |    |  |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|----|--|
| 改定前の<br>労務費総<br>額 | 労務費の上昇額<br>※改定前の支払い実績（定期昇給、ベースア<br>ップ、法定福利費等）に最低賃金・春季労<br>使交渉妥結額等の上昇率を乗じて算出 | 貴社向け売<br>上比率                    | 金額 |  |
| 円                 | 円                                                                           | %                               | 円  |  |
| （例2）              |                                                                             |                                 |    |  |
| 現在の労務<br>費単価      | 人数                                                                          | 労務費の上昇率<br>※最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率 | 金額 |  |
| 円/人・日             | 人・日                                                                         | %                               | 円  |  |
| 小計                | 円                                                                           |                                 |    |  |

4 その他

| （例）設備償却費、保管料、輸送費等 |   |  |  |  |
|-------------------|---|--|--|--|
| 小計                | 円 |  |  |  |

# 「パートナーシップ構築宣言」について

- パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表することで、取引適正化に関する社内への意識徹底、取引先からの取組の見える化等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組。  
 ※「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）」（2020年5月）において、導入を決定。  
 ※宣言の公表は賃上げ促進税制（大企業向け）の要件であり、国・地方の補助金の加点要素にもなっている。
- PS会議では、関係省庁・経済界が一堂に会し、経産省からパートナーシップ宣言企業の取引先（下請企業）に対する調査結果を報告し、今後の課題や対応の方向性を示すとともに、宣言の拡大や取引適正化に向けた経済界や各省庁の姿勢を確認。



## 1. 宣言の骨子

- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
- (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（※）への取組  
 ※①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、  
 ⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止

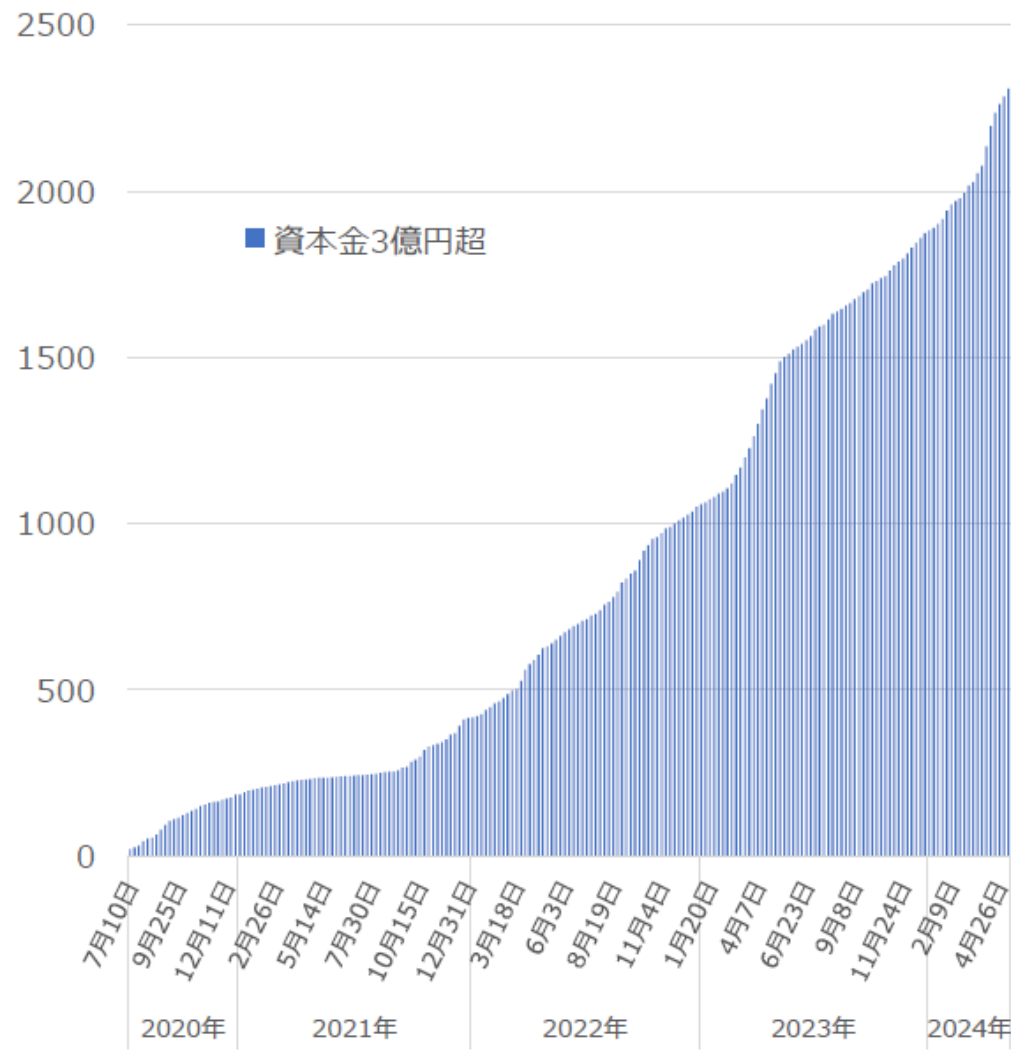
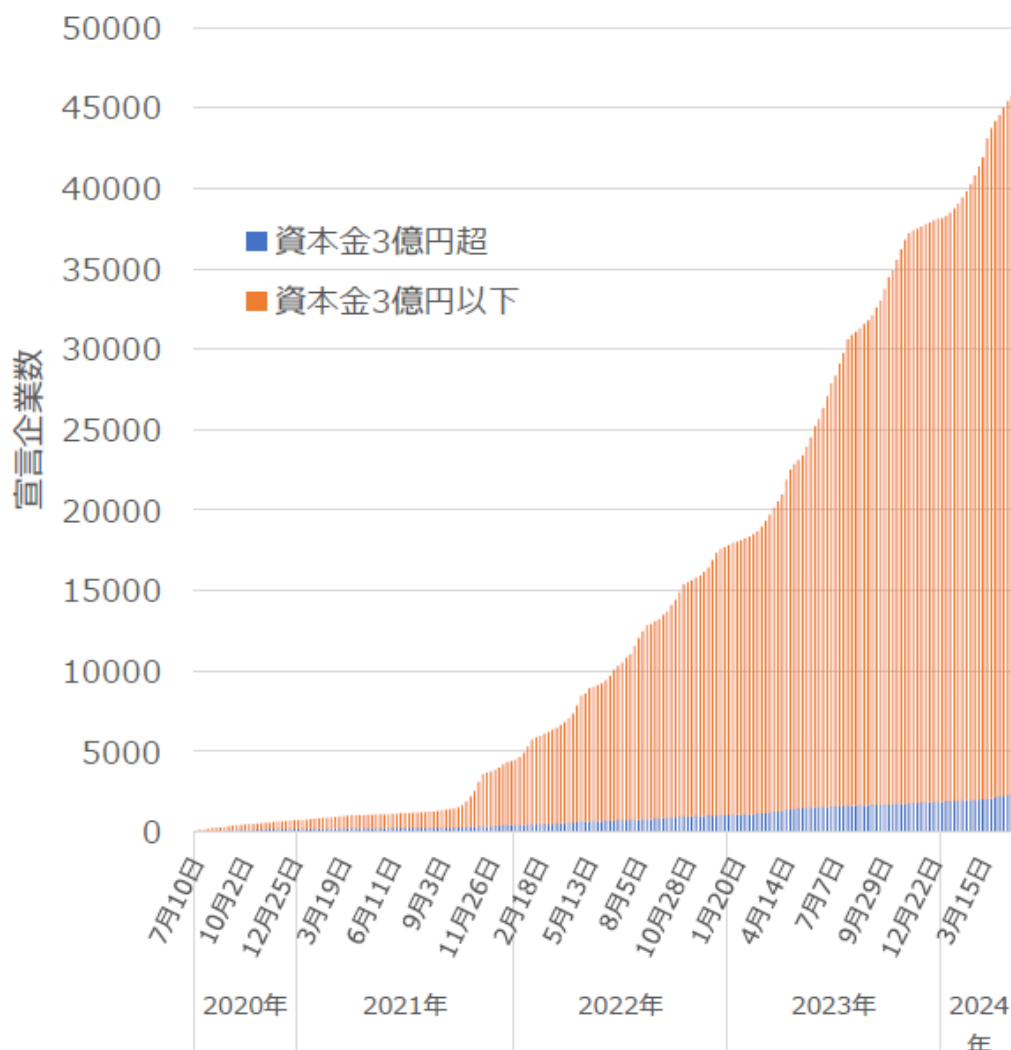
## 2. 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議（PS会議）

- ✓ **【共同議長】経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）**  
**【構成員】厚労大臣、農水大臣、国交大臣、内閣官房副長官（政務）、経団連会長、日商会頭、連合会長**  
 ※第5回は、臨時議員として全国知事会・村井会長（宮城県知事）及び矢田補佐官が出席。
- ✓ 第1回は2020年5月、第2回は2020年11月、第3回は2022年2月、第4回は2022年10月11日、第5回は2023年12月21日に開催。

# パートナーシップ構築宣言の宣言数

● 2024年5月10日時点で**46,146社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**2,308社**）

## ■宣言数の推移





# 経産省政務から業界団体への価格転嫁要請

## ① 齋藤大臣と電子情報技術産業協会（JEITA）との懇談会（3月27日）

○齋藤経産大臣は電機メーカー各社の経営トップらと会談。SC全体で価格転嫁を進める姿勢が広がることが重要と述べた上で、中小企業庁の調査では、電機業界でコストが上昇したにもかかわらず、取引価格を据え置かれている中小企業がおよそ2割に上るとして、価格転嫁に応じるよう要請。

## ② 齋藤大臣と自動車工業会との懇談会（4月3日）

○齋藤経産大臣は自動車メーカー各社の経営トップらと会談。日産自動車が下請法違反で勧告を受けたことを極めて遺憾とした上で、取引先の中小企業の価格転嫁に応じるよう要請。

## ③ 岩田副大臣と産業機械6団体※との懇談会（4月5日）

（※日本産業機械工業会、日本建設機械工業会、日本工作機械工業会、日本ロボット工業会、日本分析機械工業会、日本計量機器工業連合会）

○岩田経産副大臣が産業機械6団体と会談。

○SC全体で価格転嫁を進める姿勢が広がることが重要とした上で、特にサプライチェーンの川中に位置する業界として、受注者としては発注者と積極的に交渉すること、発注者としては過去の常識に捉われた不合理な調達行動をしないよう要請。

## ④ 吉田政務官と流通業界※との懇談会（4月22日）

（※日本スーパーマーケット協会、日本ボランタリーチェーン協会、全国スーパーマーケット協会、日本チェーンドラッグストア協会、日本フランチャイズチェーン協会、日本チェーンストア協会）

○吉田経済産業政務官が流通・小売業界6団体と会談。

○中小企業庁の調査では、小売業界のコスト上昇に対する価格転嫁率は48.7%にとどまるとした上で、サプライチェーンの先まで価格転嫁を浸透させるために、発注者として直接の取引先1社1社と丁寧に価格交渉・価格転嫁に応じること、そして、取引先がさらにその取引先に価格転嫁を行う立場にあるという前提で、取引価格を設定するよう要請。

## ⑤ 情報サービス産業協会との懇談会（5月16日）

- 1. 民間ゼロゼロ融資の返済開始の最後のピーク(本年4月)に万全を期すため、①コロナ資金繰り支援を本年6月末まで延長するとともに、②保証付融資の増大や再生支援等のニーズの高まりを踏まえて支援を強化する。
- 2. なお、本年7月以降は、例えば、日本政策金融公庫等のコロナ特別貸付の金利引下げ幅を縮減するなど、コロナ前の支援水準に戻しつつ、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援を基本とする方向。ただし、令和6年能登半島地震の被災地域については配慮が必要。

コロナ資金繰り支援

主な施策

- 1. ①コロナセーフティネット保証4号(100%保証、借換目的のみ)、②コロナ借換保証(100%保証の融資は100%保証で借換)を本年6月末まで延長。
- 2. 日本政策金融公庫等のコロナ特別貸付については、現行制度を本年6月末まで延長。7月以降は、災害貸付金利を適用(特例金利(▲0.5%)を廃止)し、特別貸付制度は継続(期限あり)。
- 3. 日本政策金融公庫等のコロナ資本金性劣後ローンを本年6月末まで延長するとともに、総合経済対策(令和5年11月)に基づき利用を促進。

1. 信用保証協会による支援の強化

主な施策

- 1. 信用保証協会向けの総合的な監督指針の改正【24年6月】
  - ① 金融機関との連携の上、保証付融資の割合が高い先など支援先を特定し、協会が主体的に支援。
  - ② 経営改善支援の効果検証指標を設定(売上高営業利益率、EBITDA等)し、目標・実績を協会別に公表。
  - ③ 中小企業活性化協議会への案件持込を促進し、持込実績を協会別に公表。
  - ④ 過去に破産を経験している経営者に対しても、足下の事業計画等を踏まえて、公正な保証審査を行う。
  - ⑤ 「経営者保証の提供を選択できる保証制度」について、保証申込時に事業者に対して説明。利用実績を協会別に公表。
- 2. 中小企業活性化協議会、事業承継・引継ぎ支援センターとの連携推進【24年4月】
  - 保証申込時等の契約書において、事業者情報の守秘義務が解除される対象として、活性化協議会・事業承継・引継ぎ支援センターを明記。再生支援・スポンサー探しの事前相談の円滑化を図る。
- 3. 求償権放棄の円滑化(再チャレンジを含む条例制定の都道府県等への要請)【24年3月】

## 2. 中小企業活性化協議会による支援の強化

### 主な施策

1. 低評価協議会の支援レベルの底上げ【24年4月】
  - **低評価協議会**(相談・支援件数が低位、支援の質が低い等の協議会)に対して、**業務改善計画の策定**(相談・支援件数増加に向けた対策、支援体制の整備等)を義務付け。
2. 「協議会補佐人制度」の創設【24年4月】
  - ① 協議会で再生支援を行う**弁護士等**の下で、**地域の専門家が「補佐人」として支援に参画**できる制度を創設。これにより、地方の再生支援人材を育成。
  - ② 当該補佐人経験を、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の第三者支援専門家の実務要件にカウント。
3. 事業承継・引継ぎ支援センター・よろず支援拠点との連携推進【24年3月】
  - 各機関における評価において、**案件の受け渡し件数の見える化**や**評価比重を拡大**する。

## 3. 再生ファンド(中小機構出資)による支援の強化

### 主な施策

1. 小規模事業者注力型再生ファンドの仕組みの創設【24年4月】

ファンドの**存続期間を最長15年→20年に拡充**、再生支援に充てられる期間を長期化(投資期間を10年程度にすることが可能)。等
2. 再生支援ノウハウを有する商工中金による難易度の高い先を支援する再生ファンドの組成



## 4. 民間金融機関による支援の強化

## 主な施策

## 1. 一歩先を見据えた経営改善・再生支援の強化

- ① 監督指針の改正を行い、事業者の現状のみならず状況の変化の兆候を把握し、**一歩先を見据えた対応を求める**。【24年4月適用開始】
  - 日常的・継続的な関係強化を通じた事業者の予兆管理と認識共有（プッシュ型での情報提供）
  - メイン・非メインに関わらず金融機関自身の経営資源の状況を踏まえた対応促進
- ② 事業者の経営改善や事業再生を先送りしないため、「**実現可能性の高い抜本的な経営再建計画**」等の策定を**促進**。【24年度～】
- ③ 昨年実施した重点的なヒアリングの結果を踏まえ、各地域における事業者支援態勢の構築・発展に向けた取組みを一層促進。【24年度～】

## 2. 経営改善・事業再生支援人材の拡充

- ① 経営改善・事業再生支援に関心のある**地方の専門家（弁護士、税理士、会計士等）を発掘**、金融機関・地方の専門家・知見のある専門家の**連携強化を目指すイベントを開催**。【24年中】
- ② REVICによる事業再生に関する実践的な研修を、地域金融機関の役職員向けに引き続き開催。

## 3. 事業者のガバナンス向上支援（経営者保証を不要とするための課題解決促進）

- 金融機関が、経営者保証に依存しない融資慣行の確立のために積極的に行っている対応や、事業者のガバナンス改善を通じて経営者保証を解除できた**事例等を取りまとめ、横展開を実施**。【24年6月末】

# 中小企業省力化投資補助事業

3-③省力化投資支援

中小企業庁経営支援部 技術・経営革新課

中小企業庁長官官房 総務課

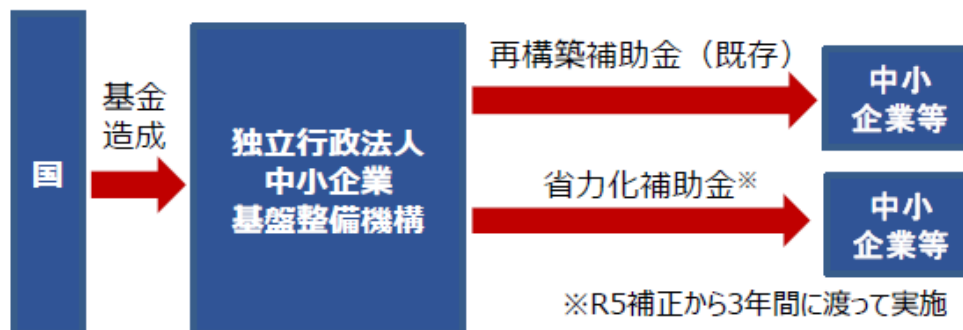
令和5年度補正予算額 **1,000億円** (中小企業等事業再構築促進事業を再編して総額5000億円規模)

- 変革期間から3年間に於いて、人手不足に苦しむ中小企業の省力化投資を強力に支援。
- カタログから選ぶような汎用製品※の導入を補助することで、簡易で即効性がある支援措置を新たに実施する。

※個々の事業の実情に合わせた効率化・高度化についても措置を講じ、一体的に運用

| 補助上限額                           | 補助率 |
|---------------------------------|-----|
| 従業員数5名以下<br>200万円(300万円)        | 1/2 |
| 従業員数6～20名<br>500万円(750万円)       |     |
| 従業員数21名以上<br>1000万円(1500万円)     |     |
| ※賃上げ要件を達成した場合、( )内の値に補助上限額を引き上げ |     |

## 再構築基金の事業スキーム (矢印：資金の流れ)



## カタログを通じた汎用製品（IoT、ロボット等）の導入支援イメージ

・無人搬送ロボット



著作権：user6702303 / 出典：Freepik  
[https://ps.freepik.com/free-photo/automated-guided-vehicle-loadimg-browse\\_35321421.html#query=agv&from\\_view=keyword&track=ais](https://ps.freepik.com/free-photo/automated-guided-vehicle-loadimg-browse_35321421.html#query=agv&from_view=keyword&track=ais)

・検品・仕分けシステム



著作権：macrovector / 出典：Freepik  
[https://ps.freepik.com/free-vector/smart-industry-icon\\_21182671.html#query=AGV&from\\_view=search&track=ais](https://ps.freepik.com/free-vector/smart-industry-icon_21182671.html#query=AGV&from_view=search&track=ais)

・キャッシュレス型自動券売機



提供：ピクスタ  
<https://photo.jp/illustration/91440448>



# 機器カテゴリの一覧

- 製品カテゴリを公募・認定後、認定を受けた製品カテゴリに属する製品が、省力化製品としてカタログ登録される。
- 現時点の機器カテゴリは以下のとおり。今後随時、追加していく予定。

|   | 機器カテゴリ          | 対象業種            | 対象業務プロセス                  | 担当工業会           |
|---|-----------------|-----------------|---------------------------|-----------------|
| A | 清掃ロボット          | 宿泊業、飲食サービス業     | 施設管理                      | ロボット工業会         |
| B | 配膳ロボット          | 飲食サービス業、宿泊業     | 配膳・下膳                     |                 |
| C | 自動倉庫            | 製造業、倉庫業、卸売業、小売業 | 保管・在庫管理、入出庫               | 日本物流システム機器協会    |
| D | 検品・仕分システム       | 倉庫業、製造業、卸売業、小売業 | 資材調達、加工・生産、検査、保管・在庫管理、入出庫 |                 |
| E | 無人搬送車（AGV・AMR）  | 倉庫業、製造業、卸売業、小売業 | 資材調達、加工・生産、検査、保管・在庫管理、入出庫 |                 |
| F | スチームコンベクションオーブン | 飲食サービス業、宿泊業、小売業 | 調理                        | 日本厨房機器工業会       |
| G | 券売機             | 飲食サービス業         | 注文受付                      | 日本自動販売システム機械工業会 |
| H | 自動チェックイン機       | 宿泊業             | 受付案内、予約管理、請求・支払、顧客対応      |                 |
| I | 自動精算機           | 飲食サービス業、小売業     | 請求・支払                     |                 |

# (参考) カタログ掲載製品の一例①

## G 券売機

|          |         |                      |
|----------|---------|----------------------|
| 所属カテゴリ事項 | 所属カテゴリ  | 券売機                  |
|          | 業種/業務領域 | 【飲食業】注文受付 請求・支払 顧客対応 |

| No.   | 分類       | 登録事項      | 内容                                                                                                                                                                                                             | 写真                                                                                   |
|-------|----------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| G-001 | 製品概要     | 製品の名称     | 券売機                                                                                                                                                                                                            |  |
|       |          | 型番        | VT-B20-F                                                                                                                                                                                                       |                                                                                      |
|       |          | 製品の概要説明   | 口座ボタン式自動券売機(スタンダードタイプ)<br>①最大64口座、大型・中型・ミニボタンでおすすめメニューをアピール可能<br>②営業中のチケット切れを防ぐ2ロール(オートチェンジ)搭載<br>③FTP機能を標準搭載し、売上データの送信やメニューデータのダウンロードが可能<br>④奥行300mmとスリムなサイズ設計。様々なロケーションに設置可能<br>⑤2024年7月発行予定の新紙幣にも対応(千円紙幣対応) |                                                                                      |
|       |          | 製品のURL    | <a href="https://www.glory.co.jp/product/detail/id=59">https://www.glory.co.jp/product/detail/id=59</a>                                                                                                        |                                                                                      |
|       | 製造事業者の概要 | 製造事業者名    | グローリー株式会社                                                                                                                                                                                                      |                                                                                      |
|       |          | 製造事業者の所在地 | 兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号                                                                                                                                                                                               |                                                                                      |
|       |          | 製造事業者のURL | <a href="https://www.glory.co.jp/">https://www.glory.co.jp/</a>                                                                                                                                                |                                                                                      |

## (参考) カタログ掲載製品の一例②

## E 無人搬送車 (AGV・AMR)

|          |         |                                                                               |
|----------|---------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 所属カテゴリ事項 | 所属カテゴリ  | 無人搬送車 (AGV・AMR)                                                               |
|          | 業種/業務領域 | 【倉庫業】保管・在庫管理 入出庫 【卸売業】保管・在庫管理 入出庫 【小売業】保管・在庫管理 【製造業】資材調達 加工・生産 検査 保管・在庫管理 入出庫 |

| No.   | 分類       | 登録事項      | 内容                                                                                                         | 写真                                                                                   |
|-------|----------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| E-001 | 製品概要     | 製品の名称     | 協働運搬ロボット サウザーベーシック(5年保証)                                                                                   |  |
|       |          | 型番        | RMS-10B2(JP)                                                                                               |                                                                                      |
|       |          | 製品の概要説明   | 現場の作業者が簡単に使いこなせる協働運搬ロボット。メモリトレース機能による自動搬送のほか、自動追従機能も有し走行機能を柔軟に切り替えられる。荷台への積載120kg+牽引300kgで最大420kgの荷物を運搬可能。 |                                                                                      |
|       |          | 製品のURL    | <a href="https://doog-inc.com/type-transport/">https://doog-inc.com/type-transport/</a>                    |                                                                                      |
|       | 製造事業者の概要 | 製造事業者名    | 株式会社 D o o g                                                                                               |                                                                                      |
|       |          | 製造事業者の所在地 | 茨城県つくば市吾妻3丁目18-4                                                                                           |                                                                                      |
|       |          | 製造事業者のURL | <a href="https://doog-inc.com/">https://doog-inc.com/</a>                                                  |                                                                                      |

# 事業再構築補助金

3-④事業再構築

- 事業再構築補助金において、新市場進出、事業・業種転換等の取組を支援。
- 新型コロナ対策として造成された基金において、既存の事業類型を見直し、今なおコロナの影響を受ける事業者への支援及びポストコロナに対応した事業再構築をこれから行う事業者への支援に重点化。
- 令和6年4月23日から第12回公募を実施

第11回  
公募まで

成長枠

産業構造  
転換枠

グリーン成長枠

エントリー

スタンダード

物価高騰対策・  
回復再生応援枠

最低賃金枠

サプライチェーン  
強靱化枠



第12回  
公募

成長分野進出枠

(ポストコロナに対応した事業再構築をこれから行う事業者を支援)

通常類型

GX進出類型

- ・ポストコロナに対応した、成長分野への大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者
- ・国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者

- ・ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組をこれから行う事業者

コロナ回復加速化枠

(今なおコロナの影響を受ける事業者を支援)

通常類型

最低賃金類型

- ・今なおコロナの影響を受け、コロナで抱えた債務の借り換えを行っている事業者や事業再生に取り組む事業者

- ・コロナ禍が終息した今、最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者

サプライチェーン  
強靱化枠

(ポストコロナに対応した事業再構築をこれから行う事業者を支援)

- ・ポストコロナに対応した、国内サプライチェーンの強靱化に資する取組をこれから行う事業者

対象

# 事業再構築補助金

## 3-④事業再構築

| 成長分野進出枠                                                                                                                                          |                                                                                                                                    | コロナ回復加速化枠                                                                                                     |                                                                                                   | サプライチェーン<br>強靱化枠                                                                                |                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 通常類型                                                                                                                                             | GX進出類型                                                                                                                             | 通常類型                                                                                                          | 最低賃金類型                                                                                            |                                                                                                 |                                                                                            |
| 対象                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"><li>ポストコロナに対応した、成長分野への大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者</li><li>国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者</li></ul>      | <ul style="list-style-type: none"><li>ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組をこれから行う事業者</li></ul>          | <ul style="list-style-type: none"><li>今なおコロナの影響を受け、コロナで抱えた債務の借り換えを行っている事業者や事業再生に取り組む事業者</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>コロナ禍が終息した今、最低賃金引き上げの影響を大きく受ける事業者</li></ul>                | <ul style="list-style-type: none"><li>ポストコロナに対応した、国内サプライチェーンの強靱化に資する取組をこれから行う事業者</li></ul> |
| 補助上限                                                                                                                                             | 3,000万円<br>(※4,000万円)<br>※短期に大規模賃上げを行う場合<br>(従業員30人の場合)                                                                            | 中小：5,000万円<br>(※6,000万円)<br>中堅：1億円<br>(※1.5億円)<br>※短期に大規模賃上げを行う場合                                             | 2,000万円                                                                                           | 1,500万円                                                                                         | 3億円<br>(※5億円)<br>※建物費を含む場合                                                                 |
| 補助率                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"><li>中小企業1/2 (※2/3)</li><li>中堅企業1/3 (※1/2)</li><li>※短期に大規模賃上げを行う場合</li></ul>                      | <ul style="list-style-type: none"><li>中小企業1/2 (※2/3)</li><li>中堅企業1/3 (※1/2)</li><li>※短期に大規模賃上げを行う場合</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>中小企業2/3</li><li>中堅企業1/2</li></ul>                           | <ul style="list-style-type: none"><li>中小企業3/4<br/>(一部2/3)</li><li>中堅企業2/3<br/>(一部1/2)</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>中小企業1/2</li><li>中堅企業1/3</li></ul>                    |
| 対象経費                                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"><li>●建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、外注費・専門家経費、広告宣伝費・販売促進費、研修費、廃業費</li><li>※廃業費は成長分野進出枠（通常類型）のみ</li></ul> |                                                                                                               |                                                                                                   |                                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"><li>●建物費、機械装置・システム構築費</li></ul>                          |
| <ul style="list-style-type: none"><li>卒業促進上乗せ措置：中小・中堅企業等から中堅・大企業等へと規模拡大する事業者を支援</li><li>中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置：継続的な賃金引き上げ及び従業員増加に取り組む事業者を支援</li></ul> |                                                                                                                                    |                                                                                                               |                                                                                                   |                                                                                                 |                                                                                            |



# (1-3) 賃上げ促進税制の拡充及び延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

拡充・延長

3-⑤賃上げ税制

- 30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現**することを目指す。

改正後【措置期間：3年間】

改正前【措置期間：2年間】

| 大企業<br>※1 | 継続雇用者※4<br>給与等支給額<br>(前年度比) | 税額<br>控除率<br>※6 | 教育<br>訓練費※7<br>(前年度比) | 税額<br>控除率 | 両立支援<br>・<br>女性活躍          | 税額<br>控除率 | 最大<br>控除率 |
|-----------|-----------------------------|-----------------|-----------------------|-----------|----------------------------|-----------|-----------|
|           | +3%                         | 10%             | +10%                  | 5%<br>上乘せ | プラチナくるみん<br>or<br>プラチナえるぼし | 5%<br>上乘せ | 35%       |
|           | +4%                         | 15%             |                       |           |                            |           |           |
|           | +5%                         | 20%             |                       |           |                            |           |           |
|           | +7%                         | 25%             |                       |           |                            |           |           |

| 継続雇用者<br>給与等支給額<br>(前年度比) | 税額<br>控除率 | 教育<br>訓練費<br>(前年度比) | 税額<br>控除率 | 最大<br>控除率 |
|---------------------------|-----------|---------------------|-----------|-----------|
| +3%                       | 15%       | +20%                | 5%<br>上乘せ | 30%       |
| +4%                       | 25%       |                     |           |           |
| —                         | —         |                     |           |           |
| —                         | —         |                     |           |           |

| 中堅企業<br>※2 | 継続雇用者<br>給与等支給額<br>(前年度比) | 税額<br>控除率 | 教育<br>訓練費<br>(前年度比) | 税額<br>控除率 | 両立支援<br>・<br>女性活躍            | 税額<br>控除率 | 最大<br>控除率 |
|------------|---------------------------|-----------|---------------------|-----------|------------------------------|-----------|-----------|
|            | +3%                       | 10%       | +10%                | 5%<br>上乘せ | プラチナくるみん<br>or<br>えるぼし三段階目以上 | 5%<br>上乘せ | 35%       |
|            | +4%                       | 25%       |                     |           |                              |           |           |

| 中小企業<br>※3 | 全雇用者※5<br>給与等支給額<br>(前年度比) | 税額<br>控除率 | 教育<br>訓練費<br>(前年度比) | 税額<br>控除率  | 両立支援<br>・<br>女性活躍        | 税額<br>控除率 | 最大<br>控除率 |
|------------|----------------------------|-----------|---------------------|------------|--------------------------|-----------|-----------|
|            | +1.5%                      | 15%       | +5%                 | 10%<br>上乘せ | くるみん<br>or<br>えるぼし二段階目以上 | 5%<br>上乘せ | 45%       |
|            | +2.5%                      | 30%       |                     |            |                          |           |           |

| 全雇用者<br>給与等支給額<br>(前年度比) | 税額<br>控除率 | 教育<br>訓練費<br>(前年度比) | 税額<br>控除率  | 最大<br>控除率 |
|--------------------------|-----------|---------------------|------------|-----------|
| +1.5%                    | 15%       | +10%                | 10%<br>上乘せ | 40%       |
| +2.5%                    | 30%       |                     |            |           |

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※8。

- ※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。
- ※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。
- ※3 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
- ※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度的全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
- ※8 繰越税額控除を要する事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

# 事業承継・引継ぎ（M&A）に関する支援策一覧

3-⑥事業承継支援

## 引継ぎの準備

## 円滑な引継ぎ

## 引継ぎ後の経営革新等

### 〇気づきの提供

#### 事業承継診断

事業承継ネットワーク（地域金融機関・商工団体・サプライチェーンを構成する業界団体等）による、プッシュ型の事業承継診断により、事業承継・引継ぎの課題を発掘、連携支援

### 〇事業承継の相談／M&Aのマッチング

#### 事業承継・引継ぎ支援センター

各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターで、事業承継の相談、M&Aに係るマッチング支援等を実施。

### 〇事業承継時の相続税・贈与税の実質負担ゼロ

#### 事業承継税制（法人版、個人版）

事業承継時の相続税・贈与税を全額納税猶予

### 〇M&A/PMI時の金融支援、財務基盤強化

#### 公庫による金融支援（上限14.4億円）、経営者保証解除支援

承継円滑化法に基づく信用保証等の特例、投資育成による共同M&A、中小機構グループ化・事業再構築支援ファンドによる支援

### 〇M&A時の費用負担軽減

#### 事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用）

M&A時の専門家活用を支援  
（仲介手数料、DD費用等/600万円まで）

### 〇M&A後のリスクへの備え

#### 中小M&A準備金、中堅・中小グループ化税制

M&A後のリスクに備えるため、M&A投資額の70%～100%まで準備金として損金算入可能。（据置期間5/10年）

### 〇M&A後の設備投資等

#### 事業承継・引継ぎ補助金（設備投資、販路開拓等）

事業承継やM&A後の設備投資や販路開拓等を支援（800万円まで）

#### 中小企業経営強化税制（D類型）

M&Aに係る投資額の10%を税額控除 又は 即時償却

（凡例）

 事業承継とM&Aの両方に適用

 事業承継のみに適用

 M&Aのみに適用

### 〇円滑な事業承継やM&Aを進めるための指針

#### 中小M&Aガイドライン

利益相反行為の禁止（仲介）、契約時の重要事項説明（手数料等）、支援機関の質の向上等

#### 中小M&A支援機関登録制度

「事業承継・引継ぎ補助金」（専門家活用）による補助対象を、ガイドライン遵守を宣誓した登録支援機関による支援に限定

#### 中小PMIガイドライン・実践ツール

M&A後の事業統合作業（Post Merger Integration）の取組

#### 民間事業者による自主規制団体（M&A仲

過剰な営業・広告、コンプライアンスの徹底、利益相反行為の禁断防止等に係る自主規制ルールの策定・運用、人材育成、苦情

**事業承継ガイドライン** 中小企業における円滑な事業承継やM&Aのために必要な取組、活用すべきツール、注意すべきポイント等を紹介

事業承継・引継ぎ（M&A）に関する支援策一覧

| 引継ぎの準備                                                       | 円滑な引継ぎ                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 〇気づきの提供                                                      | 〇事業承継の相談／M&Aのマッチング                                                                          |
| 事業承継診断                                                       | 事業承継・引継ぎ支援センター<br>各都道府県の事業承継・引継ぎ支援センターで、事業承継の相談、M&Aに係るマッチング支援等を実施。                          |
| 〇事業承継時の相続税・贈与税の実質負担ゼロ                                        | 〇事業承継時の金融支援、財務基盤強化                                                                          |
| 事業承継税制（法人版、個人版）<br>事業承継時の相続税・贈与税を全額納税猶予                      | 公庫による金融支援（上限14.4億円）、経営者保証解除支援<br>承継円滑化法に基づく信用保証等の特例、投資育成による共同M&A、中小機構グループ化・事業再構築支援ファンドによる支援 |
| 〇M&A時の費用負担軽減                                                 | 〇M&A後のリスクへの備え                                                                               |
| 事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用）<br>M&A時の専門家活用を支援<br>（仲介手数料、DD費用等/600万円まで） | 中小M&A準備金、中堅・中小グループ化税制<br>M&A後のリスクに備えるため、M&A投資額の70%～100%まで準備金として損金算入可能。（据置期間5/10年）           |
| 〇M&A後の設備投資等                                                  |                                                                                             |
| 事業承継・引継ぎ補助金（設備投資、販路開拓等）<br>事業承継やM&A後の設備投資や販路開拓等を支援（800万円まで）  |                                                                                             |
| 中小企業経営強化税制（D類型）<br>M&Aに係る投資額の10%を税額控除 又は 即時償却                |                                                                                             |

Snipping Tool



# 事業承継税制の概要

## 3-⑥事業承継支援

- 法人版事業承継税制は、一定の要件のもと、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税を猶予する制度。
- 10年間限定(2027年末まで)の時限的な措置として、猶予対象株式数の上限を撤廃するとともに、猶予割合が贈与税・相続税ともに100%となっている。
- 個人版事業承継税制は、10年間限定(2028年末まで)で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する措置。

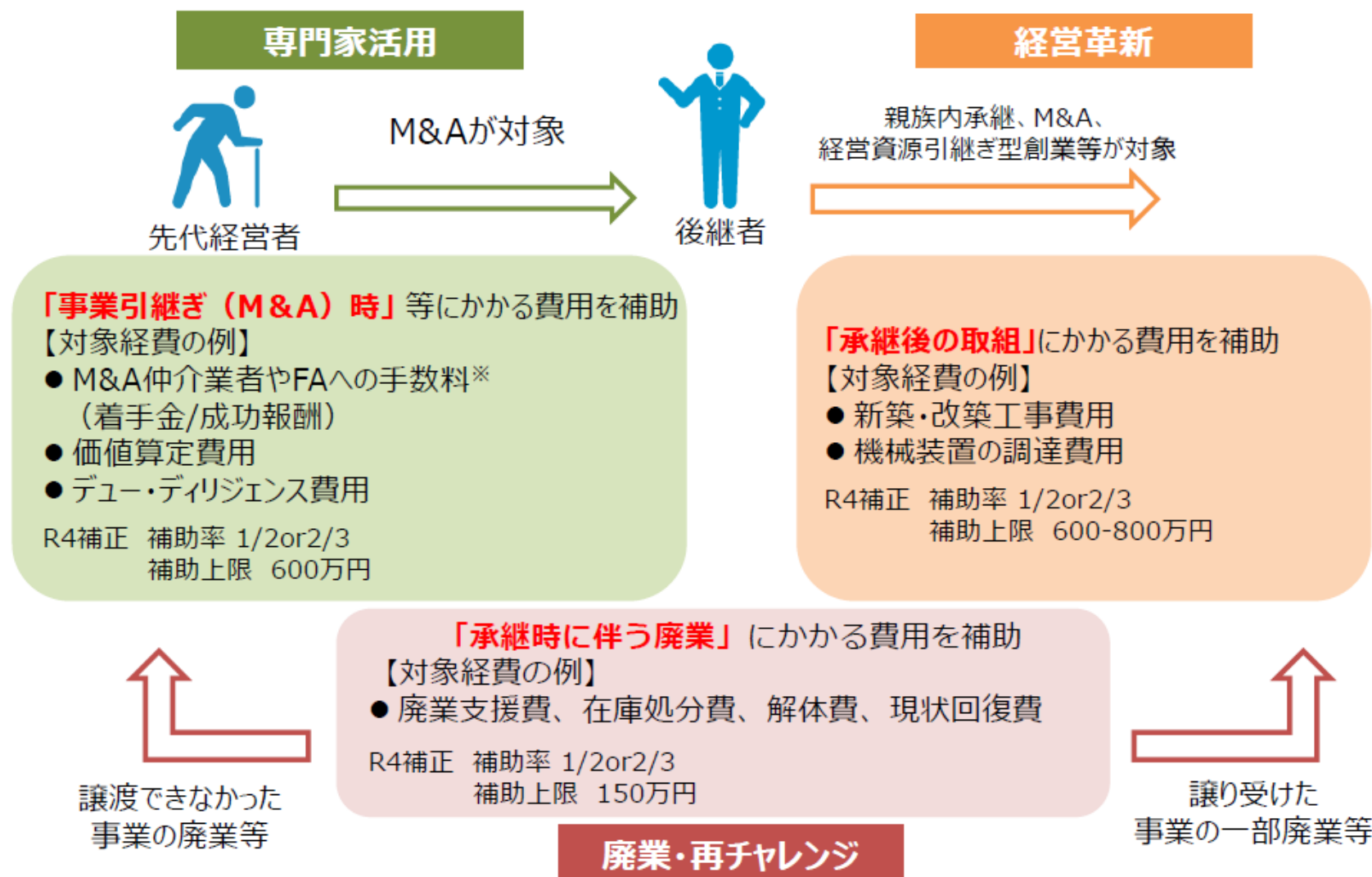
### 法人版事業承継税制

|             | 一般措置                       | 特例措置<br>(時限措置)                                        |
|-------------|----------------------------|-------------------------------------------------------|
| 猶予対象<br>株式数 | 総株式数の最大<br>2/3まで           | 上限なし                                                  |
| 適用期限        | なし                         | 10年以内の贈与・相続等<br>(2027年12月31日まで)<br>2026年3月末までの計画申請が必要 |
| 猶予割合        | 贈与税 100%<br>相続税 80%        | 贈与税・相続税ともに<br>100%                                    |
| 承継方法        | 複数株主から<br>1名の後継者に<br>承継可能  | 複数株主から<br>最大3名の後継者に承継可能                               |
| 雇用確保<br>要件  | 承継後5年間<br>平均8割の雇用<br>維持が必要 | 未達成の場合でも<br>猶予継続可能に                                   |

### 個人版事業承継税制

|      | 特例措置<br>(時限措置)                                                                                                                                                                                                                   |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象資産 | 事業を行うために必要な多様な事業用資産<br>・土地・建物<br>(土地は400㎡、建物は800㎡まで)<br>・機械・器具備品<br>(例：工業機械、パワーショベル、診療機器等)<br>・車両・運搬具<br>・生物(乳牛等、果樹等)<br>・無形償却資産(特許権等)<br>等  |
| 適用期限 | 10年以内の贈与・相続等<br>(2028年12月31日まで)<br>2026年3月末までの計画申請が必要                                                                                                                                                                            |
| 猶予割合 | 贈与税・相続税ともに<br>100%                                                                                                                                                                                                               |

- ①事業承継・M&A後の新たな取組（設備投資、販路開拓等）、②M&A時の専門家活用（仲介・フィナンシャル・アドバイザー、デュー・ディリジェンス等）、③廃業・再チャレンジの取組を支援。



# ローカル・ゼブラ企業とは

- ローカル・ゼブラ企業とは、事業を通じて地域課題解決を図り、社会的インパクト（社会に対する良い変化）を創出しながら、収益を確保する企業。
- 今年の3月に策定した基本指針では、ビジネスの手法で地域課題の解決にポジティブに取り組むローカル・ゼブラ企業や地域課題解決事業の重要性と、多様な関係者との協業を実現し、必要な資金や人材を確保するための考え方、社会的インパクトの可視化の重要性をまとめている。
- 社会的インパクトに着目したインパクト投融資が広がりつつある中、ローカル・ゼブラ企業の事業性・成長性を見出し、インパクト投融資等を通じて持続的な成長を遂げていくエコシステムが各地で構築されていくことを目指す。

## ローカル・ゼブラ企業の特徴

事業を通じて地域課題解決を図り、収益性を確保・継続

新たな価値創造や技術の活用等による革新的なビジネスを構築

事業意図を明確化

## ローカル・ゼブラ企業が事業を進める上でのポイント

金融 ■ 創業、事業の持続的成長のための戦略的な資金調達

人材 ■ 企業のフェーズに合わせた適切な人材の確保等

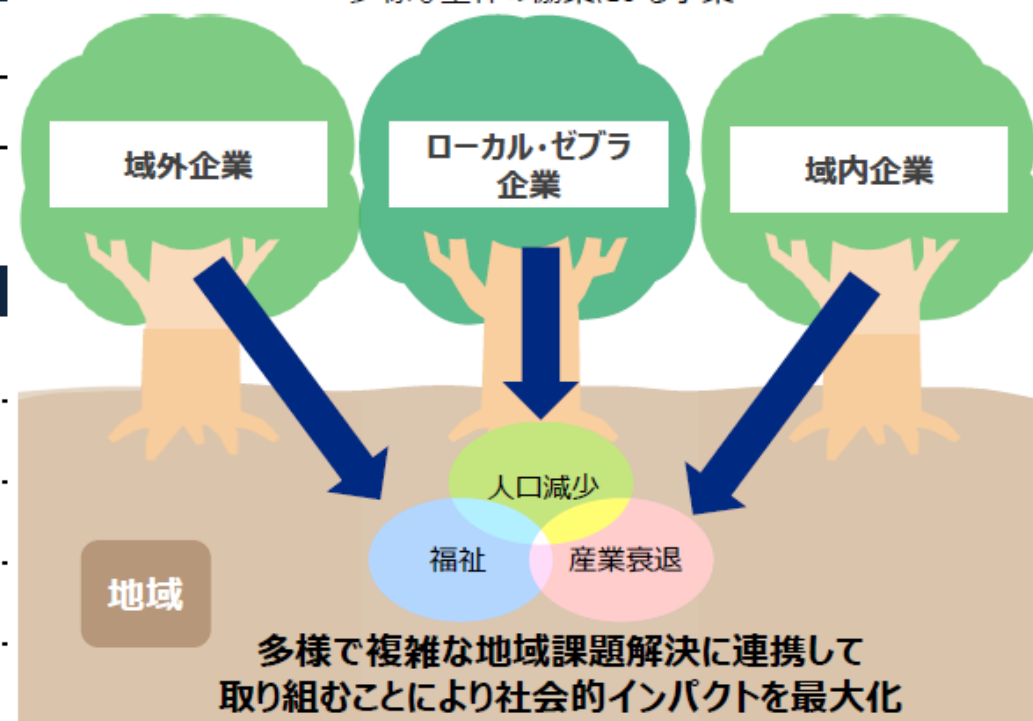
事業の可視化 ■ 事業を可視化し、関係者からの信用を獲得し、参加しやすい環境を整える

意思決定プロセス ■ 意図する事業に応じた意思決定体制の構築や資本構成の検討

社会的インパクトの可視化 ■ ビジョンと測定可能なインパクトの設定及びその測定

## 地域課題解決事業のイメージ

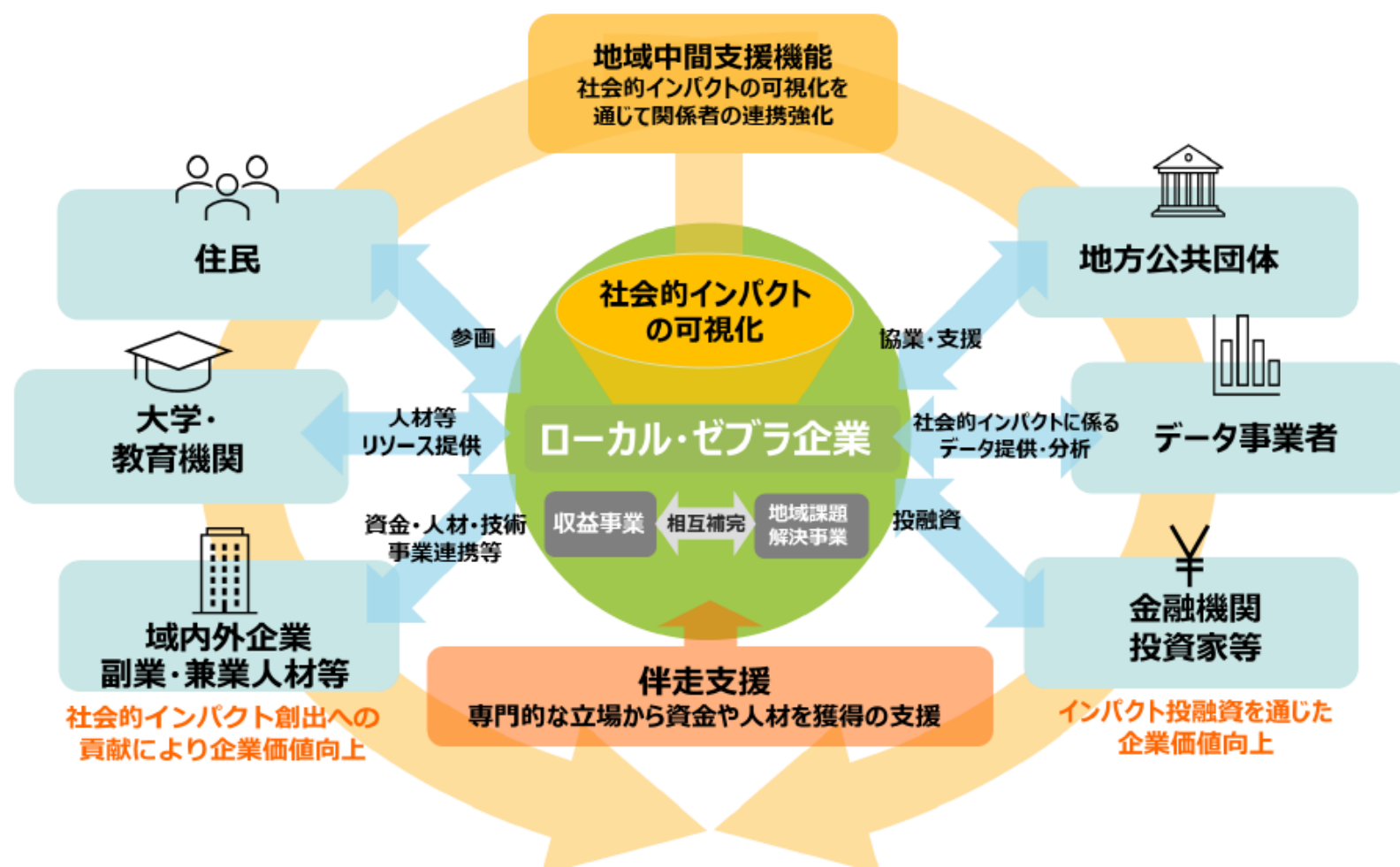
多様な主体の協業による事業





# ローカル・ゼブラ企業の社会的インパクトを起点とする地域の社会課題解決

- ローカル・ゼブラ企業が、解決したい地域課題や事業を通じて社会に創出したい効果（社会的インパクト）を可視化し、測定・評価することを通じて、共感による資金や人材の流れを作り出す。
- 社会的インパクトを軸とする地域課題解決事業は、中長期的に安定的な収益事業となる可能性が高い。
- このようなエコシステムが全国に広がっていくことにより、地域の包摂的な成長を実現。



# ローカル・ゼブラ企業の事例

## 事例

(株)エーゼログループ（岡山県西栗倉村）

- 過疎化・高齢化が進む林業が主産業の岡山県西栗倉村にて、「百年の森林（もり）構想」に取り組み、林業の6次産業化を進める。
- 林業の高付加価値化を中心に新事業を興し、農林水産業、ジビエの加工・流通、飲食店など幅広い事業を展開。
- 同じ課題を持つ他地域へ展開。

## 事業概要

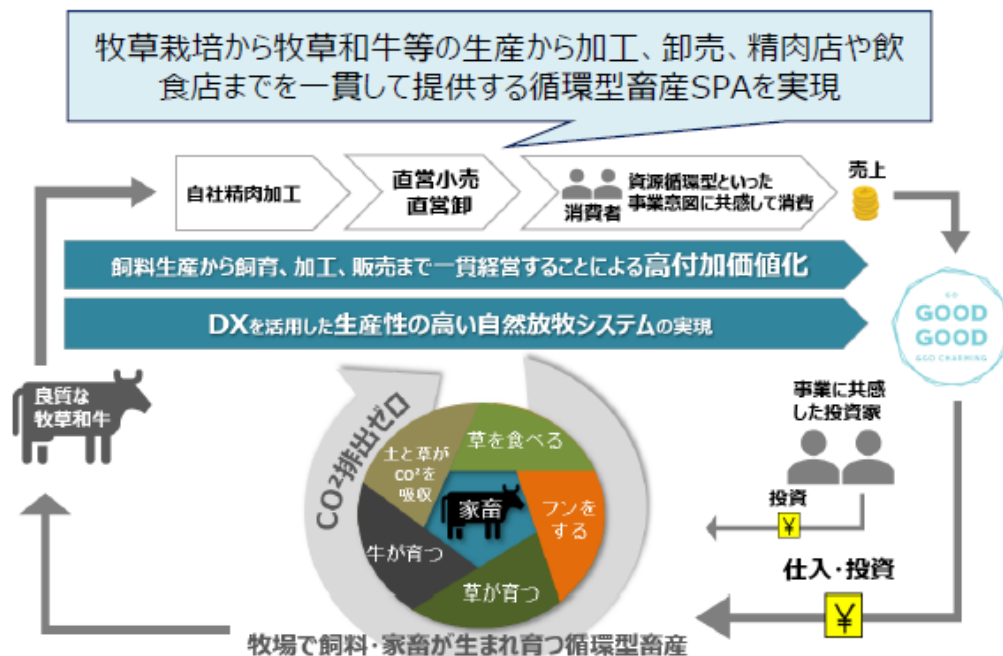


## 事例

GOODGOOD(株)（北海道厚真町）

- 長年放置されていたゴルフ場跡地を活用し、環境に配慮した資源循環型畜産に取り組む。
- 再生可能エネルギーを利用し、国産牧草、自然放牧の環境で飼育された肉を好む富裕層を取り込み、生産から販売まで一環で行うことにより高付加価値化を実現。
- 放牧現場では、DXやIoTの活用により高い生産性。

## 事業概要



# 技能実習制度の見直しについて

技能実習制度を発展的に解消し、新たに人材育成と人材確保を目的とした「育成就労制度」を創設すること等を盛り込んだ、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号）を、令和6年6月21日に公布しました。（一部規定を除き、施行日は公布から3年を超えない範囲で政令で定める日。）

## ① 見直しに当たっての基本的な考え方

### 見直しに当たっての三つの視点（ビジョン）

国際的にも理解が得られ、我が国が外国人材に選ばれる国になるよう、以下の視点に重点を置いて見直しを行う。

#### 外国人の人権保護

外国人の人権が保護され、労働者としての権利性を高めること

#### 外国人のキャリアアップ

外国人がキャリアアップしつつ活躍できる分かりやすい仕組みを作ること

#### 安全安心・共生社会

全ての人々が安全安心に暮らすことができる外国人との共生社会の実現に資するものとする

### 見直しの四つの方向性

- 1 技能実習制度を人材確保と人材育成を目的とする新たな制度とするなど、実態に即した見直しとすること
- 2 外国人材に我が国が選ばれるよう、技能・知識を段階的に向上させその結果を客観的に確認できる仕組みを設けることでキャリアパスを明確化し、新たな制度から特定技能制度への円滑な移行を図ること
- 3 人権保護の観点から、一定要件の下で本人意向の転籍を認めるとともに、監理団体等の要件厳格化や関係機関の役割の明確化等の措置を講じること
- 4 日本語能力を段階的に向上させる仕組みの構築や受入れ環境整備の取組により、共生社会の実現を目指すこと

### 留意事項

- 1 現行制度の利用者等への配慮  
見直しにより、現行の技能実習制度及び特定技能制度の利用者に無用な混乱や問題が生じないように、また、不当な不利益や悪影響を被る者が生じないように、きめ細かな配慮をすること
- 2 地方や中小零細企業への配慮  
とりわけ人手不足が深刻な地方や中小零細企業において人材確保が図られるように配慮すること



## ② 提言

### 1 新たな制度及び特定技能制度の位置付けと両制度の関係性等

- ・ 現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設。
- ・ 基本的に3年間の育成期間で、特定技能1号の水準の人材に育成。
- ・ 特定技能制度は、適正化を図った上で現行制度を存続。  
※現行の企業単独型技能実習のうち、新たな制度の趣旨・目的に沿うものは適正化を図った上で引き続き実施し、趣旨・目的を異にするものは、新たな制度とは別の枠組みでの受入れを検討。

### 2 新たな制度の受入れ対象分野や人材育成機能の在り方

- ・ 受入れ対象分野は、現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継ぐのではなく新たに設定し、特定技能制度における「特定産業分野」の設定分野に限定。  
※国内における就労を通じた人材育成になじまない分野は対象外。
- ・ 従事できる業務の範囲は、特定技能の業務区分と同一とし、「主たる技能」を定めて育成・評価(育成開始から1年経過・育成終了時まで)に試験を義務付け。
- ・ 季節性のある分野(農業・漁業)で、実情に応じた受入れ・勤務形態を検討。

### 3 受入れ見込数の設定等の在り方

- ・ 特定技能制度の考え方と同様、新たな制度でも受入れ対象分野ごとに受入れ見込数を設定(受入れの上限数として運用)。
- ・ 新たな制度及び特定技能制度の受入れ見込数や対象分野は経済情勢等の変化に応じて適時・適切に変更。試験レベルの評価等と合わせ、有識者等で構成する会議体の意見を踏まえ政府が判断。

### 4 新たな制度における転籍の在り方

- ・ 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化し、手続を柔軟化。
- ・ これに加え、以下を条件に本人の意向による転籍も認める。
  - 計画的な人材育成等の観点から、一定要件(同一機関での就労が1年超/技能検定試験基礎級等・日本語能力A1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格/転籍先機関の適正性(転籍者数等))を設け、同一業務区分に限る。
- ・ 転籍前機関の初期費用負担につき、正当な補填が受けられるよう措置を講じる。
- ・ 監理団体・ハローワーク・技能実習機構等による転籍支援を実施。
- ・ 育成終了前に帰国した者につき、それまでの新たな制度による滞在が2年以下の場合、前回育成時と異なる分野・業務区分での再入国を認める。
- ・ 試験合格率等を受入れ機関・監理団体の許可・優良認定の指標に。

### 5 監理・支援・保護の在り方

- ・ 技能実習機構の監督指導・支援保護機能や労働基準監督署・地方出入国在留管理局との連携等を強化し、特定技能外国人への相談援助業務を追加。
- ・ 監理団体の許可要件等厳格化。
  - 受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限/外部監視の強化による独立性・中立性確保。
  - 職員の配置、財政基盤、相談対応体制等の許可要件厳格化。
- ・ 受入れ機関につき、受入れ機関ごとの受入れ人数枠を含む育成・支援体制適正化、分野別協議会加入等の要件を設定。

※優良監理団体・受入れ機関については、手続簡素化といった優遇措置。

### 6 特定技能制度の適正化方策

- ・ 新たな制度から特定技能1号への移行は、以下を条件。
  - ①技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格
  - ②日本語能力A2相当以上の試験(日本語能力試験N4等)合格※当分の間は相当講習受講も可
- ・ 試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。
- ・ 支援業務の委託先を登録支援機関に限定し、職員配置等の登録要件を厳格化/支援実績・委託費等の開示を義務付け。キャリア形成の支援も実施。
- ・ 育成途中の特定技能1号への移行は本人意向の転籍要件を踏まえたものとする。

### 7 国・自治体の役割

- ・ 地方入管、新たな機構、労基署等が連携し、不適正な受入れ・雇用を排除。
- ・ 制度所管省庁は、業所管省庁との連絡調整等、制度運用の中心的役割。
- ・ 業所管省庁は、受入れガイドライン・キャリア形成プログラム策定、分野別協議会の活用等。
- ・ 日本語教育機関の日本語教育の適正かつ確実な実施、水準の維持向上。
- ・ 自治体は、地域協議会への積極的な参画等により、共生社会の実現、地域産業政策の観点から、外国人材受入れ環境整備等の取組を推進。

### 8 送出機関及び送出しの在り方

- ・ 二国間取決め(MOC)により送出機関の取締りを強化。
- ・ 送出機関・受入れ機関の情報の透明性を高め、送出国間の競争を促進するとともに、来日後のミスマッチ等を防止。
- ・ 支払手数料を抑え、外国人と受入れ機関が適切に分担する仕組みを導入。

### 9 日本語能力の向上方策

- ・ 継続的な学習による段階的な日本語能力向上。
  - 就労開始前にA1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)合格又は相当講習受講
  - 特定技能1号移行時にA2相当以上の試験(日本語能力試験N4等)合格 ※当分の間は相当講習受講も可
  - 特定技能2号移行時にB1相当以上の試験(日本語能力試験N3等)合格※各分野でより高い水準の試験の合格を要件とすることを可能とする(4、6に同じ)。
- ・ 日本語教育支援に取り組んでいることを優良受入れ機関の認定要件に。
- ・ 日本語教育機関認定法の仕組みを活用し、教育の質の向上を図る。

### 10 その他(新たな制度に向けて)

- ・ 政府は、人権侵害行為に対しては現行制度下でも可能な対処を迅速に行う。
- ・ 政府は、移行期間を十分に確保するとともに丁寧な事前広報を行う。
- ・ 現行制度の利用者等に不当な不利益を生じさせず、急激な変化を緩和するため、本人意向の転籍要件に関する就労期間について、当分の間、分野によって1年を超える期間の設定を認めるなど、必要な経過措置を設けることを検討。
- ・ 政府は、新たな制度等について、適切に情報発信し、関係者の理解を促進する。
- ・ 政府は、新たな制度の施行後も、運用状況について不断の検証と見直しを行う。



# 技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について

両制度の在り方については、有識者会議最終報告書を踏まえ、共生社会の実現を目指し、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立って、地方や中小零細企業における人材確保にも留意しつつ、以下の方針で検討を進める。

## 1 総論

- 現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、人手不足分野における人材確保及び人材育成を目的とする育成就労制度を創設。
- 企業単独型技能実習のうち、育成就労制度とは趣旨・目的を異にするものの引き続き実施する意義のあるものは、別の枠組みで受入れを検討。
- 特定技能制度については、適正化を図った上で存続。

## 2 外国人の人材確保

### (1) 受入れ対象分野

- 「特定産業分野」に限定して設定。
- 技能実習2号対象職種のうち、特定産業分野があるものは原則受入れ対象分野として認める方向で検討。技能実習が行われている職種のうち、対応する特定産業分野がないものは、現行制度が当該職種に係る分野において果たしてきた人材確保の機能の実態を確認した上で、特定産業分野への追加を検討。

### (2) 受入れ見込数

- 対象分野ごとに受入れ見込数を設定し、受入れ上限数として運用。

### (3) 設定の在り方

- 有識者・労使団体等で構成する新たな会議体の意見を踏まえて政府が判断。

### (4) 地域の特性等を踏まえた人材確保

- 自治体が地域協議会に積極的に参画し、受入れ環境整備等に取り組む。
- 季節性のある分野で、業務の実情に応じた受入れ形態等を検討。

## 3 外国人の人材育成

### (1) 人材育成の在り方

- 基本的に3年間の就労を通じた育成期間において特定技能1号の技能水準の人材を育成。業務区分の中で主たる技能を定め、計画的に育成・評価。

### (2) 人材育成の評価方法

- 以下の試験合格等を要件とする。

①就労開始前 日本語能力A1相当以上の試験（日本語能力試験N5等）合格又は相当する日本語講習を認定日本語教育機関等において受講

※受入れ機関は1年経過時までと同試験（ただし、既に合格している場合を除く。）及び技能検定試験基礎級等を受験させる。

※日本語能力に関しては現行の取扱いを踏まえ各分野でより高い水準を設定可。以下同じ。

②特定技能1号移行時 技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験合格  
日本語能力A2相当以上の試験（N4等）合格

※試験等に不合格となった者について、最長1年の在留継続を認める。

③特定技能2号移行時 特定技能2号評価試験等合格/日本語能力B1相当以上の試験（N3等）合格

### (3) 日本語能力の向上方策

- 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の仕組みを活用するとともに、受入れ機関が支援に積極的に取り組むためのインセンティブを設ける。
- A1相当からA2相当までの範囲内で設定される水準の試験を含む新たな試験の導入や受験機会の確保の方策を検討するとともに、日本語教材の開発等、母国における受験準備のための日本語学習支援の実施等を進める。

## 4 外国人の人権保護・労働者としての権利性の向上

### (1) 「やむを得ない事情がある場合」の転籍

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに手続を柔軟化。現行制度下においても速やかに運用改善を図る。

### (2) 本人の意向による転籍

- (1)の場合以外は、3年間一つの受入れ機関での就労が効果的であり望ましいものの、以下を満たす場合に同一業務区分内に限り本人意向による転籍を認める。

ア 同一の機関において就労した期間が一定の期間（注1）を超えている  
イ 技能検定試験基礎級等・一定水準以上の日本語能力に係る試験に合格（注2）  
ウ 転籍先が、適切であると認められる一定の要件を満たす

（注1）当分の間、各分野の業務内容等を踏まえ、分野ごとに1年～2年の範囲内で設定。

人材育成の観点から踏まえた上で1年とすることを旨としつつも、1年を超える期間を設定する場合、1年経過後は、昇給その他待遇の向上等を図るための仕組みを検討。

（注2）各分野で、日本語能力A1相当の水準から特定技能1号移行時に必要となる日本語能力の水準までの範囲内で設定。

- 転籍前の受入れ機関が支出した初期費用等について、転籍前の受入れ機関が正当な補填を受けられるようにするための仕組みを検討。

- 転籍の仲介状況等に係る情報を把握。不法就労助長罪の法定刑を引き上げ適切な取締りを行う。当分の間、民間の職業紹介事業者の関与は認めない。

## 5 関係機関の在り方

### (1) 監理支援機関・登録支援機関

- 監理団体（監理支援機関）について、受入れ機関と密接な関係を有する役職員の監理への関与の制限、外部監査人の設置の義務化等により独立性・中立性を担保。

- 特定技能外国人の支援業務の委託先を登録支援機関に限定。

### (2) 受入れ機関

- 受入れ機関の要件を適正化。適正な受入れに必要な方策を講ずる。

### (3) 送出機関

- 二国間取決め（MOC）を新たに作成し、悪質な送出機関排除に向けた取組を強化するとともに、原則として、MOC作成国からのみ受入れ。

- 手数料等の情報の透明性を高めるとともに、手数料等を受入れ機関と外国人が適切に分担するための仕組みを導入し、外国人の負担軽減を図る。

### (4) 外国人育成就労機構

- 外国人技能実習機構を外国人育成就労機構に改組、特定技能外国人への相談援助業務も行わせるとともに、監督指導機能や支援・保護機能を強化。

## 6 その他

- 制度所管省庁は、制度全体の適正な運用の上で中心的な役割を果たす。
- 業所管省庁は、必要な受入れ環境整備等に資する取組を行う。
- 人権侵害行為に対しては現行制度下でも迅速に対処。
- 移行期間を確保し丁寧な事前広報を行い、必要な経過措置を設ける。
- 新制度の施行後も制度の運用状況について不断の検証と必要な見直しを行う。
- 永住許可制度を適正化。